

**The Nishio
Shinkin Bank**
DISCLOSURE

2023

資料編

目次

主要な事業の内容	3
商品・サービスのご案内	3
令和4年度の事業概況	7
西尾信用金庫はこう考え こう対応しています。	9
中小企業の経営支援に関する 取組方針と態勢整備の状況	15
中小企業の経営課題への取組状況	15
経営改善支援の取組み実績 進捗状況	16
自己資本の構成に関する事項	17
不良債権の状況	19
経営指標の推移	21
財務諸表	26
会計監査人の監査	27
財務諸表の適正性等	27
報酬体系	30
退職給付会計	30
時価情報	31
財産に関するその他の状況	33
バーゼルⅢに基づく開示	33
単体における事業年度の開示事項	33
連結情報	39
偽造・盗難・特殊詐欺による キャッシュカードの被害防止への対応	52
こんなときのQ&A	53



親しい人へ心を込めて贈る胡蝶蘭

西尾市では、抹茶やバラの他に胡蝶蘭の生産も盛んです。お祝いごとでギフトとして贈られる機会が多く、その花言葉は「幸福が飛んでくる」です。また、色によって花言葉は変わり、白色は「清純」、ピンク色は「あなたを愛します」などがあります。幸福が訪れるようにと願いを込めて贈られる胡蝶蘭は、受け取った人を豊かな気持ちにさせてくれます。

主要な事業の内容

預金業務

当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金、非居住者円預金、外貨預金、譲渡性預金等を取扱っています。

貸出業務

■貸付……手形貸付、証書貸付および当座貸越を取扱っています。

■手形の割引……銀行引受手形、商業手形および荷付為替手形等の割引を取扱っています。

有価証券投資業務

預金の支払準備および資金運用のため、国債、地方債、社債、株式およびその他の証券に投資しています。

内国為替業務

送金為替、当座振込および代金取立等を取扱っています。

外国為替業務

輸出、輸入および外国送金その他外国為替に関する各種業務を行っています。

付随業務

業務の代理

- 日本銀行歳入代理店および国債代理店業務
- 地方公共団体の公金取扱業務
- 住宅金融支援機構等の代理店業務
- 株式払込金の受入代理業務および株式配当金、公社債元利金の支払代理業務
- 日本政策金融公庫等の代理貸付業務
- 保護預かりおよび貸金庫業務
- 有価証券の貸付け
- 債務の保証
- 公共債の引受け
- 国債等公共債の窓口販売
- 投資信託の窓口販売
- 保険商品の窓口販売
- 両替
- 確定拠出年金運営管理業務
- M&A仲介業務
- 信託契約代理業務
- 人材紹介業務
- その他の業務

商品・サービスのご案内

預金業務

皆さまのライフスタイルにあわせた資産形成や生活設計にお役に立てるよう、豊富な預金商品をご用意しています。

◆印は預金保険の対象となる預金です。

(令和5年6月30日現在)

預金の種類		特 色
流動性預金	◆総合口座	1冊の通帳に貯める、支払う、受取る、借りるをセット。(個人の方のみ)
	◆普通預金	自由に出し入れができ、家計簿がわりにご利用でき、とても便利です。
	◆普通預金(決済用)	決済用は、お利息がつきません。
	◆貯蓄預金	出し入れ自由で、キャッシュカードもご利用いただけます。(個人の方のみ)
	◆当座預金	商取引に安全で、手形・小切手にご利用いただけます。
	◆通知預金	まとまったお金の短期間の運用に最適です。
	◆納税準備預金	納税資金を計画的に準備していただく預金です。納税支払いの場合はお利息は非課税です。
定期預金	◆期日指定定期預金	利息は1年の複利計算。1年据置後、一部引き出しもできます。
	◆スーパー定期	1,000円以上で運用する自由金利型定期預金です。
	◆大口定期預金	1,000万円以上の大口資金を運用する自由金利型定期預金です。
	◆定額複利預金	6か月据置後、自由にお引き出しができます。一部引き出しもできます。(個人の方のみ)
	◆変動金利定期預金	お預入れから6か月ごとに利率が見直しされます。
定期積金	◆スーパー積金	毎月一定額を積立てていく月掛商品です。
財形預金	◆一般財形預金	勤労者が給与・ボーナスから天引きで積立てる預金です。
	◆財形年金預金	豊かな老後のための目的預金です。
	◆財形住宅預金	マイホームの取得のための目的預金です。
外貨預金	◆外貨定期預金	外貨建ての定期預金です。
	◆外貨普通預金	外貨建ての普通預金で、出し入れ自由です。

お願い：西尾信用金庫に初めてご預金をされる方は、ご本人を確認させていただく書類が必要となります。

融資業務

地域の皆さまの様々な資金需要にお応えできるように各種ローンをお取扱っています。お気軽にご利用ください。

※ご融資にあたっては、所定の審査が必要となります。

(令和5年6月30日現在)

ローンの種類	特徴・お使用みち等
にしんカードローン	カード1枚で、いつでもご利用いただけます。お使用みちは自由です。
フリーローン	健全な暮らしの資金および事業性資金・おまとめ資金等なんでもご自由にご利用いただけます。
フリーローンフレックス	使用みちはご自由にご利用いただけます。
ワイドローンキック	健全な暮らしの資金および事業性資金、おまとめ資金等なんでもご自由にご利用いただけます。
給振指定フリーローンフレックス	当庫にて給与振込されている方の健全な暮らしの資金およびおまとめ資金等なんでもご自由にご利用いただけます。
カードローンフレックス	カード1枚で、いつでもご利用いただけます。お使用みちは自由です。
カーライフプラン	お車の購入・点検・免許取得の費用などにご利用いただけます。
予約型マイカーローン	契約極度額の範囲内で、お車の購入・点検・修理の費用など、見積書の提出により何回でもご利用いただけます。
にしん教育ローン	入学金・授業料など、教育関連資金にご利用いただけます。
福祉プラン	介護用機器の購入・設置資金などにご利用いただけます。
にしん住宅ローン	マイホームプラン実現のお手伝いにご利用いただけます。
無担保住宅ローン	不動産の購入、新築、建替、借換、リフォーム資金が無担保でご利用頂けます。
無担保住宅資金借換ローン	住宅ローンの借換に無担保でご利用いただけます。
リフォームプラン・エコ	太陽光発電システム導入等、自宅のECOスタイル化にご利用いただけます。
リフォームローン	お住まいの増改築・改装等にご利用いただけます。
ホーミングローン	住宅購入に必要な諸費用に加え、定期借地物件の保証金などを無担保でご融資するローンです。
創業支援資金	新規創業を予定されている方、創業3年以内の方を幅広く支援するローンです。
にしん補助金チャレンジ資金	当庫が補助金申請のサポートをした事業計画に必要な資金に対してご利用いただけます。
にしん事業承継応援ローン	円滑な事業承継の実現を幅広く応援するローンです。
西尾市企業立地応援ローン	西尾市の補助金・助成金を活用される企業が工場等の建設を支援するローンです。
事業者カードローン	カード1枚で、必要ときに繰り返しご利用いただけます。短期資金に大変便利です。
ビジネスオートローン	事業用自動車(トラックでも乗用車でもOKです。)の購入資金にご利用できます。
にしん機械担保ローン	機械設備を担保として事業資金をご融資するローンです。

上記のほか、一般融資・制度融資・代理貸付・各種提携ローンもございます。

サービス業務

皆さまの利便性向上のため、次のような各種サービスをお取扱っています。お気軽にご利用ください。

※各サービスのご利用は窓口での手続きが必要となります。

(令和5年6月30日現在)

サービスの種類	サービスの内容
自動受取サービス	年金・給与・ボーナス・配当金・保険金などが自動的にお客さまの指定口座に振り込まれます。
Pay-easy(ペイジー)口座振替受付サービス	収納機関の受付端末機からキャッシュカードと暗証番号を入力するだけで、預金口座振替契約が完了するサービスです。
自動支払サービス	公共料金・税金・家賃・クレジット利用代金・ローンの返済などを預金口座から自動的に支払います。
集金代行サービス	お客さまの集金業務を当庫が代行いたします。
為替自動振込サービス	毎月一定日にお客さまの指定された受取人の預金口座に自動的に送金します。
夜間金庫	営業時間終了後も、毎日の売上金などを安全にお預かりします。
貸金庫(保護預かり)	お客さまの大切な書類、貴重品などを安全に保管いたします。
キャッシュサービス	ATMにより、お預入れ・お引出し・通帳記入・残高照会・お振込等がご利用できます。また、お引出し、残高照会は全国の信用金庫および提携金融機関、郵便局のキャッシュコーナーでもご利用いただけます。
しんきんゼロネットサービス	にしんのキャッシュカードで全国のしんきんATMでも、平日/8:45~18:00の入出金および土曜日/9:00~14:00の出金が、原則、手数料無料でご利用いただけます。 *一部の信用金庫・ATMにおいて、このサービスがご利用いただけない場合がございます。
デビットカードサービス	にしんのキャッシュカードがお買物代金などのお支払いにそのままご利用できるサービスです。
法人インターネットバンキングサービス	インターネットを利用して総合振込、給与・賞与振込、都度振込、口座振替や残高照会等各種照会ができる法人および個人事業主さま向けのサービスです。税・料金等の払込(ペイジー)がご利用できます。
個人インターネットバンキングサービス	パソコンや携帯電話を利用してお振込や残高照会等ができる個人のお客さま向けのサービスです。税・料金等の払込(ペイジー)がご利用できます。
外貨両替サービス	ドルとユーロの「バック販売」、全31種類の外貨キャッシュをご自宅などご指定の場所までお届けする「外貨宅配サービス」の取次を行っております。
キャッシュパスポートサービス	海外専用のプリペイドカードで渡航先のMasterCard対応ATMで現地通貨を引出したり、MasterCard加盟店でデビットカードとして利用できるサービスです。
ネット口座振替受付サービス	お客さまのパソコン、携帯電話、スマートフォンから口座振替の手続きができるサービスです。
電子マネーチャージサービス	お客さまの口座からEdyチャージができるサービスです。

上記のほか、各種サービスを取り揃えております。

インターネットバンキングにおける家計簿アプリや会計ソフトのフィンテック企業とAPI連携

	連携先	サービス内容	連携開始日
個人IB	(株)Zaim	家計簿サービス Zaim (個人向け家計簿サービス)	令和元年5月20日~
法人IB	freee(株)	クラウド会計ソフト「freee」(個人事業主・中小企業向けクラウド会計サービス)	平成31年2月4日~
	ソリマチ(株)	スマホ社長 (経営者向けスマホアプリ)、会計王	令和元年5月23日~
	(株)マネーフォワード	マネーフォワードME、マネーフォワードクラウド (資産管理・家計管理ツール)	令和元年7月17日~
	マネーツリー(株)	Money treeアプリ、一生通帳、MT LINK (資産管理・家計管理ツール)	令和元年7月17日~
	弥生(株)	弥生会計等	令和2年5月31日~
	SBIビジネス・ソリューションズ(株)	MoneyLook等	令和2年5月31日~
	(株)ミロク情報サービス	ACELINK NXCE等	令和2年5月31日~
	Miroku Webcash International(株)	Account Tracker	令和2年5月31日~
	エメラダ(株)	エメラダ・マーケットプレイス	令和3年4月19日~

証券業務

(令和5年6月30日現在)

業務の種類	取扱商品
公共債の窓口販売	国債、地方債を取り扱っています。
投資信託の窓口販売	株式投資信託を取り扱っています。

保険業務

(令和5年6月30日現在)

業務の種類	取扱商品
損害保険の窓口販売	長期火災保険、債務返済支援保険、海外旅行保険、傷害保険を取り扱っています。
生命保険の窓口販売	個人年金保険、終身保険、定期保険、がん保険、医療保険、外貨保険を取り扱っています。

相談業務

(令和5年6月30日現在)

業務の種類	相談内容
各種相談業務	各種ローン、年金、事業継承および資産運用などのご相談をさせていただきます。
休日無料相談	本店営業部相談プラザ出張所、刈谷支店相談プラザ出張所、辻支店相談プラザ、岡崎駅西支店・六ツ美支店相談プラザ、常滑支店においては毎週土曜日(1月・5月の第1土曜日はお休み)、幸田北支店は奇数月第3日曜日に各種ローン、年金、資産運用の休日無料相談会を開催しています。

確定拠出年金運営管理業務(対象範囲拡大 iDeCo)

(令和5年6月30日現在)

業務の種類	取扱商品
確定拠出年金運営管理業務	企業型確定拠出年金および個人型確定拠出年金の運営管理機関としての業務を行っています。

手数料一覧(消費税含む)

為替手数料

			同一支店宛	本支店宛	他行庫宛	
振込	窓口振込 ※1	依頼書渡	3万円未満	220円	330円	605円
			3万円以上	440円	550円	770円
		データ渡等 ファーム& ホーム/オンライン FD交換	3万円未満	無料	110円	275円
			3万円以上	無料	220円	440円
	ATM振込	現金	3万円未満	220円		385円
			3万円以上			550円
		キャッシュ カード	3万円未満	無料	無料	275円
			3万円以上	無料	無料	440円
	インターネット 振込	個人・法人	3万円未満	無料	無料	275円
			3万円以上	無料	無料	440円
給与振込	依頼書渡		無料	無料	165円	
	データ渡等		無料	無料	165円	
代金取立	電子交換所参加金融機関の手形、先日付小切手 ※2		無料	440円		
	電子交換所不参加金融機関の手形、小切手		880円			
	その他(送金支払通知書、旅館券等) ※3		880円 ※4			
割引手形 取立手数料	電子交換所参加金融機関の手形		無料	440円		
	電子交換所不参加金融機関の手形		880円			
その他 諸手数料	振込の組戻料		1,100円			
	不渡手形返却料		1,100円			
	取立手形組戻料		1,100円			
	取立手形店頭呈示料		1,100円			

それぞれ1件(1通)の手数料です。

※1「身体障害者手帳」を窓口でご呈示いただいた視覚障がいまたは、その他の障がいのある方で、1人ではATM利用が困難なお客様は、ATM振込[キャッシュカード]の取扱いの手数料とさせていただきます。

※2受入日に入金可能な小切手等は、無料となります。

※3国庫金送金通知書は、当庫での取扱いができません。

※4至急扱いの場合は1,100円となります。

融資関連手数料

項目	料 金		
不動産担保 取扱い手数料	新規設定 手 数 料	設定金額 3千万円以下 33,000円 3千万円以上 5千万円未満 44,000円 5千万円以上 55,000円	
	設定金額の増額 ・ 追加担保手数料	一律 (ただし、新規設定時 の追加条件を履行す る場合は除く。)	
	融資金額	1千万円以下 55,000円 1千万円以上 2千万円未満 110,000円 2千万円以上 165,000円	
に し し ん 住 宅 ロ ー ン A 方 式	固定金利 選択型 ゆとり ハウス	全額繰上げ 返済手数料 一律 33,000円	
	一部繰上げ 返済手数料	一律 22,000円	
に し し ん 住 宅 ロ ー ン に し し ん リ フ ォ ー ム ロ ー ン	上記以外 住宅 ローン	全額繰上げ 返済手数料	経過期間 借入後 3年以内 3,300円 借入後 3年超5年 以内 2,200円 借入後 5年超7年 以内 1,100円 借入後 7年以内 無料
		一部繰上げ 返済手数料	一律 3,300円
		契約変更事務手数料	一律 5,500円
		固定金利選択型住宅ローン特約期間 終了時の再特約期間選択手数料	一律 5,500円

取立関係手数料

ご利用区分		料 金		
発行等手数料	ICキャッシュカード (新規・切替)	1件	550円	
	通帳・証書・カード (再発行)	1件	1,100円	
	小切手・手形帳等	小切手帳	1冊(50枚)	660円
		手形帳	1冊(25枚)	440円
		署名鑑登録 (変更)手数料	無料	
		自己宛小切手	1枚	550円
	残高証明書	1通	220円	
	融資証明書	1通	11,000円	
	個人情報回答書	1通	1,100円	
	裁判所からの「情報 提供命令」に対する 情報提供手数料	1件	2,000円	
	後見支援預金口座 開設手数料	1件	11,000円	
	後見支援預金口座 管理手数料	年額	3,300円	
	家族信託専用口座 開設手数料	1件	110,000円	
	家族信託専用口座 管理手数料	年額	3,300円	
	集金代行サービス	振替請求	1件	110円
		再委託金融機関 の場合、振替請求	1件	165円
		手数料総額 2,160円未満	2,200円	
	口座振替サービス	振替請求	1件	110円 (法人IBは55円)
	法人インターネット バンキング (法人IB)	総合振込 給与振込(賞与振込)	月額	3,300円
		ハードウェア トークン手数料	月額	110円
ファーム&ホーム バンキングサービス (資金移動サービス)	FB端末	月額	3,300円	
	ホームユース端末	月額	1,100円	
	プッシュホン・ ファクシミリ	月額	330円	
モバイルバンキング サービス (振込・振替サービス)	iモード端末	月額	110円	
サービス利用料	しんきん電子マネー チャージサービス	チャージ金額	10,000円未満 1回 55円 10,000円以上 無料	
		※ATM利用手数料をご参照下さい。		
	自動機(ATM)利用 手数料	※ATM利用手数料をご参照下さい。		
	夜間金庫利用手数料	月額	5,500円	
	夜間金庫専用入金帳 発行手数料	1冊(50枚)	16,500円	
	両替機利用手数料	月額	5,500円	
	貸金庫利用手数料	年 額	(大)	13,200円
			(中)	10,560円
			(小)	6,600円
	全自動貸金庫利用 手数料	年 額	(大)	15,840円
			(小)	10,560円
	未利用口座管理手数料	年額	1,320円	
	摘要入力手数料	入 金	入金帳 1冊 (50枚)	5,500円
			単票 1枚(4明細まで)	110円
		普通預金払戻	普通預金払戻 請求書綴 1冊(50枚)	2,750円
単票 1枚(1明細)			55円	

ATM利用手数料

利用区分	ご利用日	ご利用時間	当金庫 の カード	他行カード			
				信用 金庫	郵便局	第二地銀 信組・労金 イオン銀行	左記 以外
引出し	平日	8:00 ~ 8:45	無料	110円	220円	220円	220円
		8:45 ~ 18:00	無料	無料	110円	110円	110円
		18:00 ~ 21:00	無料	110円	220円	220円	220円
	土曜日	8:00 ~ 9:00	無料	110円	220円	220円	220円
		9:00 ~ 14:00	無料	無料	110円	110円	110円
		14:00 ~ 21:00	無料	110円	220円	220円	220円
日曜日・ 祝日	8:00 ~ 9:00	無料	110円	220円	220円	220円	
	9:00 ~ 21:00	無料	110円	220円	220円	220円	
預入れ	平日	8:00 ~ 8:45	無料	110円	220円	220円	—
		8:45 ~ 18:00	無料	無料	110円	110円	—
		18:00 ~ 21:00	無料	110円	220円	220円	—
	土曜日	8:00 ~ 9:00	無料	110円	220円	220円	—
		9:00 ~ 14:00	無料	無料	110円	110円	—
		14:00 ~ 21:00	無料	110円	220円	220円	—
日曜日・ 祝日	8:00 ~ 9:00	無料	110円	220円	220円	—	
	9:00 ~ 21:00	無料	110円	220円	220円	—	

※店舗によりご利用日・ご利用時間帯が異なりますのでご了承下さい。

<大量硬貨入金装置付きATM手数料>

1取引あたり 500円 (1取引で最大紙幣900枚と硬貨700枚の入金取扱いが可能)

※本店営業部、刈谷支店相談プラザ出張所のロビー設置ATMのみ利用できます。

でんさいサービス ご利用料金

◆基本手数料 (月額)

	基本手数料(消費税込)
法人インターネットバンキングをご利用されているお客さま(都度振込のみの方を除く)	無 料
法人インターネットバンキングをご利用されていないお客さま(都度振込の方を含む)	1,100円

※本サービスは、初回利用時まで基本手数料は発生しません。

◆利用手数料 (1件あたり)

手数料項目	金額(消費税込)	
発生記録	当金庫宛	330円
	他行宛	440円
譲渡記録	当金庫宛	220円
	他行宛	330円
分割譲渡記録	当金庫宛	220円
	他行宛	330円
単独保証記録	220円	
変更記録	オンライン	220円
	書面	1,650円
通常開示(オンライン)	無 料	
特例開示(書面)	2,750円	
残高証明(書面)	都度発行方式	3,850円
	定例発行方式	1,650円
支払等記録	220円	
口座間送金決済の中止(組戻)	1,100円	
入金(取立)	220円	
割引利用	全額割引	220円
	一部割引	220円
特定記録機関変更記録	4,400円	

※手数料については、当月分は翌月25日(信用金庫休業日の場合は翌営業日)に決済口座より引き落とされます。

※当金庫所定の書面を当金庫取引店にご提示いただく方法で取扱うものについては、決済口座からの自動引落しではなく、取引店で利用手数料をお支払いいただきます。

令和4年度の事業概況

■ 経営環境

令和4年度は、3か年計画「にしん活動方針（令和3年度～令和5年度）」の二年目で、最終年度の翌令和5年度に迎える創立110周年に向け、「支援力の強化と変革への挑戦」を目指しました。令和4年度の我が国経済は、3年間にわたるコロナ禍を経て、ワクチン接種普及や行動制限緩和を受け、ようやく年度後半には社会・経済活動が正常化に向かいました。当金庫としても、生産年齢人口の減少や後継者不足といった地域が抱える構造的課題に対応すべく、お取引先との伴走型支援体制を構築し、販路拡大や人材紹介、事業承継・M&A支援等に取り組むとともに、コロナワクチンの職域接種などのコロナ支援や子供が輝く未来応援定期預金の発売などの地域目線での支援を進めてまいりました。これらの結果、令和4年度の業績については、後述のとおりとなっています。

■ 預 金

皆さまにご愛顧いただいた結果、個人預金、法人預金共に伸張り、年間増加額175億円、増加率1.25%となりました。

■ ここがポイント!

お客さまのニーズをタイムリーに捉えた商品販売などにより、順調に増加しています。

預金残高 (単位:億円)



■ 貸 出 金

コロナ禍、お客さまの資金繰りを支えるべく積極的に資金支援に応じたことや、前向きな設備投資、住宅ローンにも積極的に取り組んだことから、年間増加額419億円、増加率6.07%となりました。

■ ここがポイント!

地域のお客さまの様々な資金ニーズに応え、円滑な資金供給に努めています。

貸出金残高 (単位:億円)



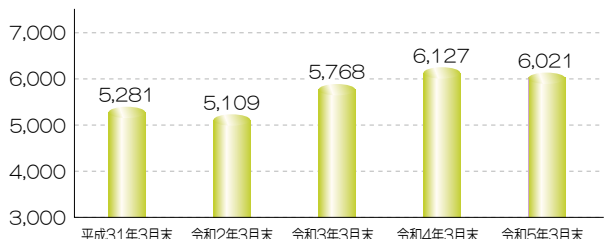
■ 有価証券

地域の皆さまへの資金供給に努めるだけでなく、金庫資産の流動性を高めるとともに、安定的な収益を確保するほか、金融機関としての公共性・社会性を発揮するため、国債、地方債、事業債などへの投資を行っています。令和4年度の期末残高は6,021億円となり、前期に比べ106億円減、減少率1.73%となりました。

■ ここがポイント!

信用リスクの低い債券を中心に購入し、仕組債をポートフォリオ全体の1%未満に抑えるなど堅実な運用を行っています。

有価証券残高 (単位:億円)



■ 対処すべき課題

課題解決型金融の推進

コロナ禍を経た経済環境においては、従来以上にお客さまのニーズに応じた各種支援や金融仲介機能の発揮が求められており、これらを通じ、経営ビジョンのゴールに掲げる「お客さまから選ばれる・お客さまが紹介したくなる“にしん”」を目指します。

リスク管理の高度化

金融環境の変化に伴う各種リスクの多様化・複雑化に迅速かつ適切に対応し、経営の健全性

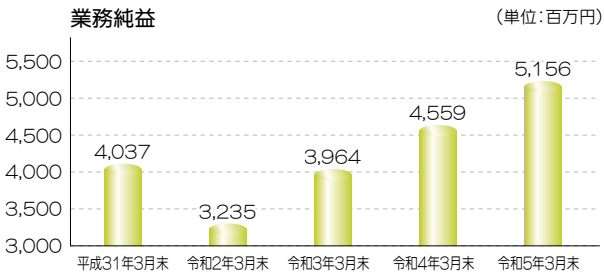
■ 損益の状況

■ 業務純益

業務純益は5,156百万円となり、対前期比増加額597百万円、増加率13.10%となりました。

■ ここがポイント!

貸出金利息、有価証券利息配当金が増加した一方、預金利息は減少し、業務純益は対前期比で増加しました。

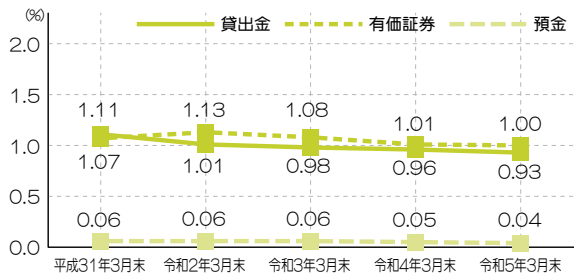


■ 利 回

対前期比で、貸出金利回は0.03ポイント低下、有価証券利回は0.01ポイント低下、預金利回は0.01ポイント低下となりました。

■ ここがポイント!

我が国における低金利政策の継続を背景に、運用・調達のリ回水準は引き続き低下傾向にあります。



を確保するため、ALMの高度化、融資審査・管理の強化、内部管理態勢の強化等、総合的なリスク管理の高度化に継続して取り組む必要があると考えています。

■ 経営体質の強化と人材育成

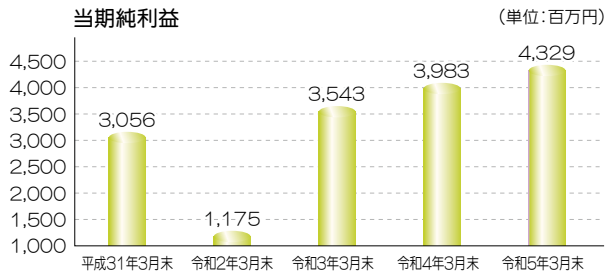
地域やお客さまから確固たる信頼を勝ち得るためには、当金庫の収益性・効率性・健全性をより一層高めるとともに、質の高い人材の確保と育成が必要であると考えています。

■ 当期純利益

当期純利益は4,329百万円となり、対前期比増加額346百万円、増加率8.69%となりました。

■ ここがポイント!

業務純益の増加に加え、前期に計上した株式等償却がなくなったこと等もあり、当期純利益は対前期比で増加しました。

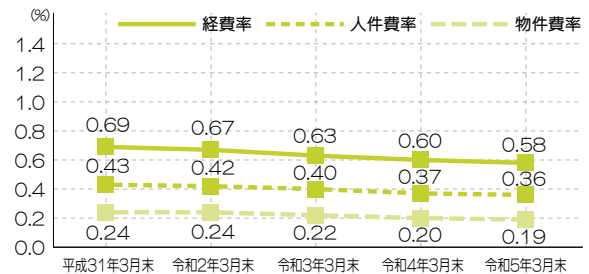


■ 経費率

店舗の建替・リニューアルの際に照明のLED化を進めて消費電力の削減を図るなど、金庫全体で経営効率化に取り組んでおり、対前期比0.02ポイント低下し、0.58%となりました。

■ ここがポイント!

お客さまに良質な資金を安定的に供給するため、業界平均よりも低い経費率の維持に努めています。

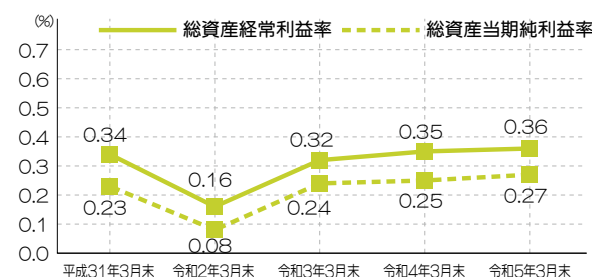


■ 総資産利益率

対前期比で、総資産が2.59%増加、経常利益が4.55%増加、当期純利益は8.69%増加となったことから、総資産経常利益率は0.01ポイント、総資産当期純利益率は0.02ポイント上昇しました。

■ ここがポイント!

総資産利益率の算出方法は $\frac{\text{利益}}{\text{総資産(平均残高)} - \text{債務保証見返(平均残高)}}$ です。貸出金利息や有価証券利息配当金の増加や、前期に計上した株式等償却がなくなったこと等により経常利益および当期純利益が増加し、総資産利益率は上昇しました。



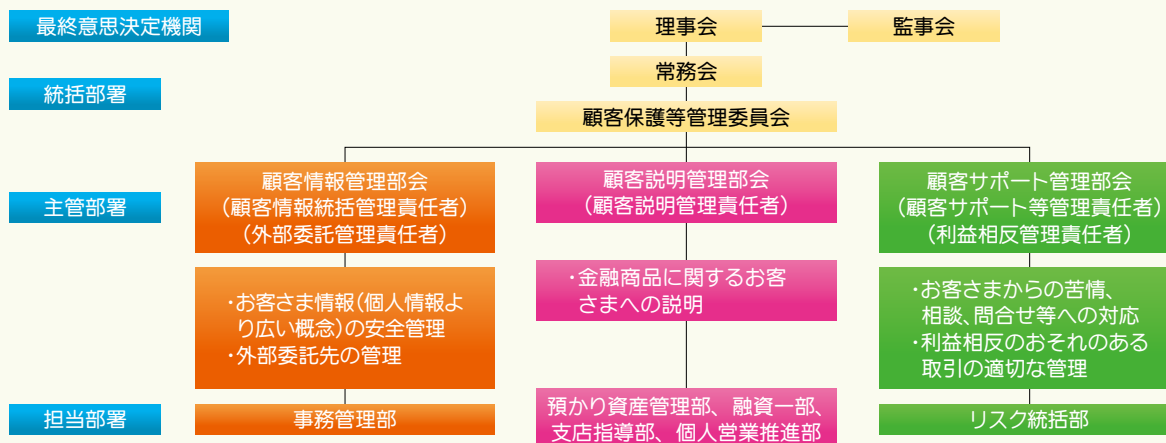
西尾信用金庫はこう考えこう対応しています。

顧客保護等管理態勢

西尾信用金庫では、お客さまや地域社会から信頼され必要とされる金庫として存在していくために、組織体制・内部規定の整備および方針の策定等に積極的に取り組んでいます。

具体的には、お客さまの保護および利便の向上を図るため、必要事項を協議・推進するための「顧客保護等管理委員会」と、その下部組織である「顧客情報管理部」「顧客説明管理部」「顧客サポート管理部」の3つの専門部会を設け、それぞれの管理責任者を配置し、顧客保護にかかる内部手続きの実効性確保に努めています。

顧客保護管理に関する組織図



利益相反管理方針

当金庫は、信用金庫法および金融商品取引法等を踏まえ、お客さまとの取引にあたり、本方針および当金庫が定める庫内規則に基づき、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理（以下「利益相反管理」といいます。）し、もってお客さまの利益を保護するとともに、お客さまからの信頼を向上させるため、次の事項を遵守いたします。

第1条 当金庫は、当金庫がお客さまと行う取引を対象として利益相反管理を行います。

第2条 当金庫は、以下に定める取引を利益相反管理の対象とします。

(1)次に掲げる取引のうち、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引

ア. 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまと行う取引

イ. 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまと対立または競合する相手と行う取引

ウ. 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまから得た情報を不当に利用して行う取引

(2)アからウのほかお客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引

第3条 当金庫は、利益相反管理の対象となる取引について、次に掲げる方法その他の方法を選択し、またこれらを組み合わせることにより管理します。

(1)対象取引を行う部門とお客さまとの取引を行う部門を分離する方法

(2)対象取引またはお客さまとの取引の条件または方法を変更する方法

(3)対象取引またはお客さまとの取引を中止する方法

(4)対象取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客さまに適切に開示する方法

第4条 当金庫は、営業部門から独立した管理部署の設置および責任者の配置を行い、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を一元的に行います。

また、当金庫は、利益相反管理について定められた法令および庫内規則等を遵守するため、役職員等を対象に教育・研修等を行います。

第5条 当金庫は、利益相反管理態勢の適切性および有効性について定期的に検証します。

金融商品に係る勧誘方針

当金庫は、「金融サービスの提供に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては次の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることとします。

- 当金庫は、お客さまの知識、経験、財産の状況および当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
- 金融商品の選択・ご購入は、お客さまご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客さまに適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明をいたします。
- 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客さまに対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
- 当金庫は、お客さまにとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
- 金融商品の販売等に係る勧誘について、ご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

なお、当金庫は、確定拠出年金運営管理機関として、確定拠出年金法上の「企業型年金に係る運営管理業務のうち運用の方法の選定および加入者等に対する提示の業務」および「個人型年金に係る運営管理機関の指定もしくは変更」に関しても本勧誘方針を準用いたします。

■ お客さま本位の業務運営(フィデューシャリー・デューティー)基本方針

西尾信用金庫は、資産運用、資産形成業務において「お客さま本位の業務運営」の実現のため、以下を基本方針とし、これを遵守してまいります。又、常により良い業務運営を実現するため、本方針を定期的に見直してまいります。

1. お客さまの最善の利益を最優先に行動いたします。
 - ・ 私たちは、高度の専門性と職業倫理の保持に努め、お客さまに対して誠実・公正に業務を行い、お客さまの最善の利益を最優先に行動いたします。
2. お客さまの利益を不当に害することがないよう適切に管理いたします。
 - ・ 別に公表しております「利益相反管理方針」に沿って、取引におけるお客さまとの利益相反の可能性について正確に把握し、お客さまの利益を不当に害することがないよう適切に管理いたします。
3. 手数料等についてお客さまがご理解いただけるよう丁寧に説明いたします。
 - ・ お客さまにご負担いただく手数料やその他の費用については、どのようなサービスに関する対価であるかなどを、お客さまがご理解いただけるよう丁寧に説明いたします。
4. 重要な情報を分かりやすく説明いたします。
 - ・ 金融商品・サービスの販売・推奨等に係る重要な情報につきましては、お客さまのお取引のご経験や金融知識を考慮の上、比較が容易な資料に基づき、できる限り分かりやすく説明いたします。
5. お客さまにふさわしい商品・サービスを提供いたします。
 - ・ お客さまの資産状況、取引経験、知識及び目的・ニーズに応じたお客さまにふさわしい金融商品・サービスを提供できるよう、商品ラインナップの整備、サービスの充実に努めます。
 - ・ お客さまのご意向を確認した上で、お客さまのライフプラン等を踏まえた目標資産額や安全資産と投資性資産の適切な割合を検討・確認し、具体的な金融商品、サービスの提案に努めます。
 - ・ 長期間にわたって安心してお取引いただけるよう、お取引後も長期的な視点に配慮し、投資判断の材料となる情報を定期的に還元いたします。
6. 職員に対する適切な動機づけの枠組み等を整備してまいります。
 - ・ お客さまの立場に立った提案や情報提供が徹底されるよう、業績評価体系、職員研修等の適切な動機づけの枠組みや適切なガバナンス体制を整備してまいります。

■ 融資方針

当金庫は、融資業務にかかる基本として、「融資方針」を定めています。

1. 融資の目的
地域密着・地元重視の営業に徹し、相互扶助の精神に則り、融資を通じて、地元経済・社会の健全な発展に貢献します。
2. 融資の対象
中小企業、個人事業主、個人を対象とした融資を基本とします。
3. 適切な融資債行の確立
 - (1) 地域金融機関としての公共的使命と倫理観を十分認識し、各種法令や業務上の諸規定等を厳格に遵守するとともに、社会規範に則った健全かつ適切な融資を行います。
 - (2) 融資にあたっては、お客さまの保護をまず考え、ご融資の内容を十分に理解していただくため、お客さまおよび連帯保証人さま等の知識、経験等の状況を踏まえた的確な説明を行います。
 - (3) 幅広い見識と常識に基づき原則に忠実な融資判断と、キャッシュ・フローを重視し、担保、保証に過度に依存しない融資を行います。
 - (4) 融資金が固定化することがないように配慮するとともに、リスクに見合った金利設定により適正かつ安定的な収益が確保できる融資を行います。
 - (5) 「反社会的勢力に対する基本方針」を則り、反社会的勢力に対しては融資を行いません。
 - (6) 経営者以外の第三者の個人連帯保証を求めないことを原則とする融資債行を確立します。尚、経営者保証については、以下に定める「経営者保証に関する取組方針」に基づき適切に対応します。

経営者保証に関する取組方針

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」(平成25年12月5日公表)及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」(令和1年12月24日公表、特則を含めて以下「ガイドライン」という。)の趣旨や内容を踏まえ、同ガイドラインを融資債行として浸透・定着していくために、以下のとおり取り組みます。

- 1 お客さまが融資等資金調達のお申込みをした場合、当金庫では、お客さまのガイドラインの要件の充足や経営状況等を総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性や経営者保証の機能を代替する融資手法(一定の金利の上乗せ等)を活用する可能性について、お客さまの意向を踏まえたうえで検討いたします。
- 2 上記の検討を行った結果、経営者保証を求めることがやむを得ないと判断し、経営者保証を提供いただく場合、当金庫はお客さまの理解と納得を得ることを目的に、保証契約の必要性等に関する丁寧かつ具体的な説明を行います。
- 3 経営者保証を提供いただく場合、お客さまの資産及び収入の状況、融資額、信用状況、情報開示の姿勢等を総合的に勘案して、適切な保証金額の設定に努めます。
- 4 お客さまから既存の保証の変更・解除等の申し入れがあった場合は、ガイドラインに即して改めて経営者保証の必要性や適切な保証金額等について真摯かつ柔軟に検討を行うとともに、その検討結果について丁寧かつ具体的な説明を行います。
- 5 事業承継時には、原則として前経営者、後継者の双方から二重で経営者保証は求めないこととし、例外的に二重に保証を求めることが必要な場合には、丁寧かつ具体的な説明を行います。また、後継者に当然に保証を引き継いでいただくのではなく、その必要性を改めて検討いたします。
- 6 お客さまからガイドラインに基づく保証債務整理の申し出を受けた場合には、ガイドラインに即して誠実に対応いたします。

■ 金融ADR制度への対応

苦情処理措置

当金庫は、お客さまからの苦情のお申し出に公正かつ確に対応するため業務運営体制・内部規則を整備し、その内容をホームページで公表しています。苦情は、当金庫営業日(8時30分～17時30分)に営業店またはお客さま相談室(フリーダイヤル:0120-108760)にお申し出ください。

紛争解決措置

当金庫は、紛争解決のため、当金庫営業日にお客さま相談室または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出があれば、愛知県弁護士会(電話:052-203-1777)、東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等にお取次ぎいたします。また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。

なお、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会をご利用する方法もあります。例えば、東京以外の弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いる方法(現地調停)や、東京以外の弁護士会に案件を移す方法(移管調停)があります。ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫・お客さま相談室」にお尋ねください。また、投資信託や公共債等の証券業務に関する苦情等は、日本証券業協会より苦情等の解決業務の委託を受けた「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター(FINMAC)(日本証券業協会)」「電話:0120-64-5005/受付日・時間:月～金(祝日、12月31日～1月3日を除く) 9:00～17:00」でも受付けております。

■コーポレート・ガバナンス態勢

当金庫では、お客さまから選択していただける金融機関となるため、健全性のさらなる向上と地域に密着した経営に努め、総会(総代会)、理事会、監事、会計監査人等による外部又は内部牽制体制のもとで、コーポレート・ガバナンスの態勢強化を図っています。

■総 会(総代会)

信用金庫は、一定の地域の中小企業や住民を会員とした協同組織の金融機関であり、会員は出資数に関係なく、1人1票の議決権を有しております。総会に代えて総代会制度を採用し、毎年6月に総代会を開催しております。

■理事会

理事会は、株式会社の取締役会に相当するもので、原則として毎月1回開催し、金庫の業務執行に関する重要事項を決定するとともに、理事の職務の執行を監督しております。

理事の定数は、定款により15人以内としており、令和5年6月30日現在の理事は15人となっております。

■監 事

監事は、株式会社の監査役に相当するもので、理事会等重要な会議への出席、重要文書の閲覧、決算関係書類の確認等を行っております。

監事の定数は、定款により5人以内としており、令和5年6月30日現在の監事は4人となっております。

■会計監査人等

当金庫では、会計監査人、顧問弁護士といった外部の専門家を活用し、会計処理・コンプライアンス・リスク管理等について、厳格なチェックを受けるとともに、随時アドバイスも受けております。

■内部監査態勢

理事長直属の内部監査部門(監査部)において、金庫の経営諸活動全般にわたる内部管理態勢の適切性、有効性を検証し、その結果に基づき評価および問題点の改善方法の提言等を行っております。

■内部管理基本方針

当金庫は、内部管理システムの構築が業務の健全性・適切性を確保するために必要不可欠なものであるとの認識のもとに、経営の最重要課題として位置づけ、本方針に従って継続的に内部管理システムの整備を進め、その実効性の確保に努めてまいります。

- ①理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ②理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ③損失の危険の管理に関する規定その他の体制
- ④理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ⑤当金庫及びその子法人等から成る集団における業務の適正を確保するための体制
- ⑥監事とその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項
- ⑦監事の職務を補助すべき職員の理事からの独立性及び当該職員に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ⑧監事への報告に関する体制
- ⑨監事に報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ⑩監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ⑪その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

■個人情報保護方針(プライバシーポリシー)

当金庫は、お客さまからの信頼を第一と考え、お客さまの個人情報および個人番号(以下、「個人情報等」といいます。)の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)および金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他個人情報等保護に関する関係諸法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報等の機密性・正確性の確保に努めます。

お客様相談窓口

お客さま相談室

TEL 0120-108760(フリーダイヤル) FAX 0563-56-7131

[受付時間]平日 8:30~17:30

■ リスク管理態勢

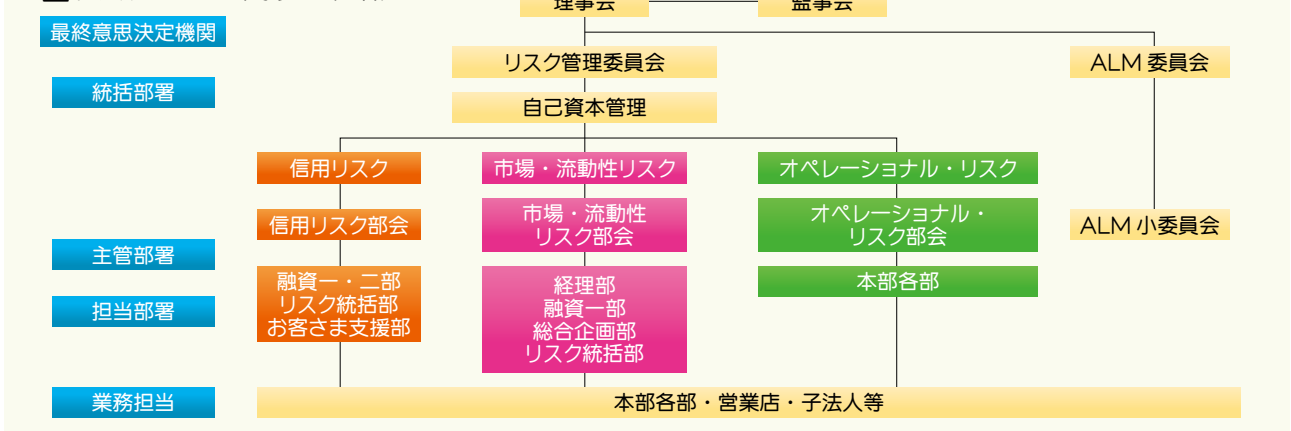
多様化・高度化を余儀なくされている近年の金融機関業務では、ビジネスチャンスが拡大する一方で、リスクの種類や絶対量についても広域化・増大傾向がみられます。これらのリスクについては、単に回避を図るだけでなく、適正なリスクの洗出しや把握を行った上で許容可能な範囲を設定し、範囲内でのリスクの取得によってリターン(収益)を得ることも必要であると考えています。

西尾信用金庫では、リスク管理の高度化を経営上の最重要課題の一つとして位置づけています。その上で、各種リスクを統括して一元管理するための「リスク管理委員会」と、その下部組織である「信用リスク部会」「市場・流動性リスク部会」「オペレーショナル・リスク部会」の3つの専門部会を設けています。さらに、資産・負債双方を注視するため「ALM委員会」と、その下部組織である「ALM小委員会」を設け、リスクとリターンの総合調整を図っています。

■ 主なリスク管理

対象リスク	内 容
信用リスク	貸出資産の健全性を維持するため、営業推進部門と貸出審査・管理部門、さらには自己査定監査部門をそれぞれ完全に分離するなど、厳格な管理体制をとっているほか、大口融資案件などの判断にあたっては、代表理事の全員が参加する「審査会」において審議しています。また、与信方針を明確化し、融資判断をより客観的に行うための「信用格付制度」、適格な担保評価を行うための「不動産担保管理システム」を導入しています。さらには、リスクの分散を図るため、同一取引先、あるいは同一業種へ融資が集中することがないように管理を徹底しています。
市場・流動性リスク	各種市場リスクを定量的に把握し、相場変動が収益や自己資本へおよびる影響度等を明らかにしたうえで、資産・負債管理上の諸問題に対応しています。また、負債の状況に応じた保有資産の流動性についての管理を徹底し、支払準備には万全を期しています。なお、市場での資金運用に関しては、毎年度、その基本方針と種類別保有限度を定めることとしています。また、保有有価証券に関する取扱ルールを定め、時価の下落時には、これに従って対応することとしています。
オペレーショナル・リスク	<ul style="list-style-type: none"> ■ 事務リスク … 事務管理態勢を強化するため、事務指導の充実、職員の教育・訓練などに積極的に取り組んでいます。また、現場において自ら点検するため、月1回の店内検査を義務づけています。一方、内部監査態勢として、監査部が、本部各部および各営業店に対して、年1回の抜打ち定例臨店監査および随時の臨店監査を実施しています。これらの監査結果等を踏まえ、事務指導部門が各営業店に対して計画的な臨店事務指導を行うなど、事務リスクの排除に積極的に取り組み、事故の未然防止に万全を期しています。
	<ul style="list-style-type: none"> ■ システムリスク … コンピュータシステム、データ、ネットワークの管理には万全の態勢で臨んでいます。また災害等による不測の事態が発生した場合を想定した「コンピュータシステム危機管理計画書」(コンティンジェンシープラン)を制定し、迅速かつ適切な対応ができる体制としています。一方、顧客情報、企業機密等の漏洩や改ざんに対応するため、「プライバシーポリシー」、「セキュリティポリシー」を制定し、金庫の情報と情報システムの保護に努めています。
	<ul style="list-style-type: none"> 事務リスク、システムリスク以外に、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスク、コンプライアンス・リスク等の各リスクを含む幅広いリスクをオペレーショナル・リスクと定義し、管理態勢の整備を図っています。
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 法務リスク … 顧客に対する過失による義務違反およびビジネス・マーケット慣行から生じる損失・損害を言います。
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 人的リスク … 人事運営上などの問題から生じる損失・損害を言います。
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 有形資産リスク … 災害その他の事象から生じる有形資産の毀損・損害を言います。 ■ 風評リスク … 当金庫の評判の悪化や風説の流布等により信用が低下することから生じる損失・損害を言います。 ■ コンプライアンス・リスク … 法令違反や社会規範から逸脱する行為等から生じる損失・損害を言います。

■ リスク管理に関する組織図



リスク管理委員会	業務の執行に伴い発生する各種リスク(信用リスク、市場・流動性リスク、オペレーショナル・リスク)の管理等に関する重要な事項を定期的に協議、推進しています。
ALM委員会	金利変動リスク、価格変動リスク、流動性リスク等を極力回避し、資金の調達・運用の最適化および安定的な収益力の向上を図るため、資産・負債の総合的な管理を定期的に協議、推進しています。

ALMとは…Asset Liability Management の頭文字をとったものであり、資産と負債を総合的に管理することにより、リスクを把握・調整し、収益極大化のための望ましい資産と負債の組み合わせを考える経営手法のことです。

反社会的勢力に対する基本方針

私ども西尾信用金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

1. 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
3. 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
4. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、愛知県金融機関暴力追放連絡協議会、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
5. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗処置を講じる等、断固たる態度で対応します。

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策方針

当金庫は、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与(以下、「マネー・ローンダリング等」といいます。)対策を経営上の最重要課題の一つと位置づけ、マネー・ローンダリング等リスク管理態勢を構築し、業務を遂行いたします。

1. 基本方針
マネー・ローンダリング等リスク管理態勢の構築に当たっては、同リスクが経営上極めて重大なリスクになり得るとの理解の下、関連部署等に対応を委ねるのではなく、経営陣が主体的かつ積極的にマネー・ローンダリング等対策に関与いたします。また、マネー・ローンダリング等対策は、入口のチェック機能である「顧客の受入れに関する対応」と、日々の取引中での「モニタリング機能」の2つを対策の柱といたします。
2. 管理態勢
(1) 理事会は、マネー・ローンダリング等対策の重要性を認識および理解し、その対策に主体的かつ積極的に取り組みいたします。
(2) マネー・ローンダリング等対策の責任者および主管部署を定めて、一元的な管理態勢を構築し、関連部署の適切な連携の下、金庫全体で横断的に対応いたします。
3. リスクベース・アプローチ
リスクベース・アプローチの考え方にに基づき、当金庫が直面しているマネー・ローンダリング等に関するリスクを特定・評価し、リスクに見合った低減措置を「顧客の受入れに関する対応」に定め、実施いたします。
4. 法令等の遵守と顧客管理
関係法令に基づいた適切な取引時確認を実施し、顧客の属性に即した対応策を実施する態勢を整備いたします。また、取引時の記録等から定期的な調査・分析を行い、対応策を見直しいたします。
5. 疑わしい取引の届出
営業店等が取引時確認または取引モニタリング・フィルタリング等により検知した疑わしい取引について、疑わしい取引に該当すると判断した場合は、当局に対して直ちに届出いたします。
6. 経済制裁及び資産凍結
国内外の規制等に基づき、制裁対象者との取引関係の排除、資産凍結等の措置を適切に実施いたします。
7. 役職員の研修
継続的な研修を通じて、役職員のマネー・ローンダリング等に対する知識・理解を深め、役割に応じた専門性・適合性等を有する役職員の確保・育成に努めます。
8. 実効性の検証
マネー・ローンダリング等対策の管理態勢について、独立した内部監査部署による定期的な監査を実施し、その結果を踏まえて、継続的な態勢の改善に努めます。

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の一環としてのお客さまへのお願い

1. お客さまのお取引の内容、状況等に応じて、追加のご確認等のため、通常よりお手続きのお時間をいただく場合があります。
2. 過去にご確認させていただいたお客さまの氏名・住所・生年月日やお取引の目的等を再度ご確認させていただく場合があります。また、各種書類等のご提出をお願いする場合があります。
3. 外国送金について、送金資金の原資や送金目的及び受取人との関係等を確認できる書類等のご提出や質問へのご回答をお願いする場合があります。
4. 質問へのご回答やご依頼した資料のご提出について、適切にご対応いただけない場合、やむを得ず、新規のお取引をお断りさせていただく場合があります。また、既にお取引いただいているお客さまについて、やむを得ず、お取引を制限等させていただく場合があります。

■ コンプライアンス(法令等遵守)態勢

西尾信用金庫では、地域とともに歩む金融機関として真に信頼されるためには、法令や法令等に基づく各種ルール、さらには社会的規範を遵守し、いささかなりとも社会から批判を受けるようなことがあってはならないという基本的な考えの下で「コンプライアンスの徹底」を経営の最重要課題の一つとして位置付けています。

このため、法令等遵守に関する問題を統括する「リスク統括部」および法令等遵守のための諸施策を討議・推進する「コンプライアンス委員会」を設置するとともに、本部や各営業店に「コンプライアンス責任者」および「コンプライアンス担当者」を配置しています。さらに、平成20年3月には、コンプライアンス違反行為にかかる再発防止策の実効性の検証を行う「コンプライアンス推進役」を新たに任命するなど、コンプライアンス実現に向けた体制を構築しています。

また、法令等遵守の手引書である「コンプライアンス・マニュアル」、および遵守すべき法令の具体的解説書である「コンプライアンス・マニュアル(法令編)」をPCから全役職員が閲覧できるようにしています。さらに、外部講師によるセミナーなど研修・勉強会を積極的に開催するとともに、「コンプライアンス・チェックリスト」による遵守状況のチェック、職員との個別面接による指導の実施を通じて、コンプライアンスを重視する企業風土の醸成に努め、コンプライアンス態勢の強化を図っています。

※コンプライアンス委員会

法令等遵守のための諸施策等を定期的に協議、推進しています。

■ 西尾信用金庫倫理綱領

1. 社会的使命と公共性の自覚及び資本市場における役割と責任

信用金庫のもつ社会的使命と公共性を常に自覚し、国民経済における資金の運用・調達の場合である資本市場の担い手としても、資本市場における仲介機能という重責を負託されていることを十分に認識し、当金庫の役職員一人ひとりが、職業人として国民から信頼される健全な社会常識と倫理感覚を常に保持し、求められる専門性に対応できるよう、不断の研鑽に努め、責任ある健全な業務運営の遂行に努める。

2. 質の高い金融等サービスの提供と地域社会発展への貢献

経済活動を支えるインフラとしての機能はもとより、創意と工夫を活かし、お客さま本位の業務運営を通じて、お客さまのニーズに応えるとともに、市民生活や企業活動に脅威を与えるテロ、サイバー攻撃、自然災害等に備え、セキュリティレベルの向上や災害時の業務継続確保などお客さまの利益の適切な保護にも十分配慮した質の高い金融および非金融サービスの提供等を通じて、地域経済・地域社会の発展に貢献する。

3. 法令やルールの厳格な遵守

あらゆる法令やルールを正しく理解し、これらを厳格に遵守するとともに、一般的な社会規範に則り、法令や規則等が予見していない部分を補う社会常識と倫理感覚を保持し、実行する。

4. 地域社会とのコミュニケーションと守秘義務の遵守、情報の管理

経営等の情報を積極的、効果的かつ公正に開示し、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図るとともに、業務上知り得た情報の管理に細心の注意を払い、機密として保護する。また、信用金庫を取り巻く幅広いステークホルダーとの建設的な対話を通して、社会からの理解と信頼を確保し、自らの価値向上を図る。

5. 人権の尊重

国籍や人種、性別、年齢、信条、宗教、社会的身分、身体障害の有無等を理由とした差別的発言や種々のハラスメントを排除、防止し、すべての人々の人権を尊重する。

6. 利益相反の適切な管理

業務に関し生ずる利益相反を適切に管理しなければならない。また、地位や権限、業務を通じて知り得た情報等を用いて、不正な利益を得ることはしない。

7. お客さま利益を重視した行動

投資に関するお客さまの知識、経験、財産、目的などを十分に把握し、これらに照らした上で、常にお客さまにとって最善となる利益を考慮して行動する。

8. お客さまの立場に立った誠実かつ公正な業務の執行

仲介者として、常にお客さまのニーズや利益を重視し、お客さまの立場に立って、誠実かつ公正に業務を遂行する。会社での権限や立場、利用可能な比較優位情報を利用することにより、特定のお客さまを有利に扱うことはしない。また、適切な投資勧誘とお客さまの自己判断に基づく取引に徹することにより、自己責任原則の確立に努める。さらに、お客さまとの間で締結された契約に基づく受託者責任が生じる場合には、お客さまの利益に対して常に誠実に行動する。

9. お客さまに対する助言行為

お客さまに対して投資に関する助言行為を行う場合、中立的立場から、事実と見解を明確に区別した上で、専門的な能力を活かし助言をする。関連する法令や規則等のもとで、投資によってもたらされる価値に影響を与えることが予想される内部情報等の公開されていない情報を基に、お客さまに対して助言行為を行うことはしない。

10. 資本市場における行為

法令や規則等に定めのないものであっても、社会通念や市場仲介者として求められるものに照らして疑義を生じる可能性のある行為については、当金庫の倫理綱領と照らし、その是非について判断する。関連する法令や規則等のもとで、投資によってもたらされる価値に重要な影響を与えることが予想される内部情報等の公開されていない情報を適切に管理する。

11. 資本市場の健全性及び信頼性の維持、向上

資本市場に関する公正性及び健全性について正しく理解し、資本市場の健全な発展を妨げる行為をしない。適正な情報開示を損なったり、公正な価格形成を歪めることにつながる行為に関与する等、当金庫に対する信頼を失墜させ、あるいは資本市場の健全性を損ないかねない不適切な行為をしない。

12. 従業員の働き方と職場環境の充実

従業員の多様性、人格、個性を尊重する働き方を実現する。また、健康と安全に配慮した働きやすい職場環境を確保する。

13. 環境問題への取り組み

資源の効率的な利用や廃棄物の削減を実践するとともに、環境保全に寄与する金融サービスを提供するなど、環境問題に積極的に取り組む。

14. 社会参画と発展への貢献

信用金庫が社会の中においてこそ存続・発展し得る存在であることを自覚し、社会とともに歩む「良き企業市民」として、積極的に社会に参画し、その発展に貢献する。

15. 社会秩序の維持と社会的貢献の実践

良き企業市民として、社会の活動へ積極的に参加し、社会秩序の安定と維持に貢献する。反社会的な活動を行う勢力や団体等に毅然たる態度で対応し、これらとの取引を一切行わない。また、国際社会がテロ等の脅威に直面している中で、マネー・ロンダリング対策及びテロ資金供与対策の高度化に努める。

中小企業の経営支援に関する取組方針と態勢整備の状況

当金庫では、個々のお取引先が抱える問題を把握し、必要に応じ、事業性の評価を実施しています。そのうえで、実態に応じたコンサルティングを行い、お取引先ごとに異なる経営課題の解決に向けて協力させていただくとともに、各種の資金需要に対しても積極的に取り組む方針としています。

この実現のため、本部に経営課題の解決に努める専門部署を設置し、中小企業診断士資格を有する職員に加え、経験豊富な専門家を登用し、お取引先のライフステージに応じた課題解決に協力させていただいております。また、必要に応じて外部機関やコンサルタントとも連携・協調するなど、経営支援の態勢強化を図っています。

中小企業の経営課題への取組状況

ポストコロナに向け、伴走型支援によりお取引先の経営課題を把握・共有し、以下のライフステージに応じた本業支援に取り組みました。

ベンチマークと表示してあるものについては、金融庁及び当金庫が独自に定めた「金融仲介機能のベンチマーク」を表わしています。

■ ライフステージに応じた取組

創業期

1. 創業支援

創業を目指すお取引先の夢の実現のため、創業計画の策定支援を273先に行い、うち令和4年度の創業先数は39先となりました。創業期のお取引先100先に対し融資させていただいており、うち8先に対し日本政策金融公庫との協調融資をさせていただきました。[\[ベンチマーク\]](#)

成長・安定期

2. ビジネスマッチング

お取引先の販路開拓支援等を目的に、当金庫の営業ネットワークを活用したビジネスマッチングを実施し、73件が成立となりました。また、各種ビジネスフェアの出席に関する情報提供を行いました。

3. 各種補助金及び助成金・支援金の申請書作成支援等

お取引先の事業の成長を目的に、令和4年度は66種の中小企業支援施策を情報提供しました。新型コロナウイルス感染症に関する国の支援制度など、お取引先の各種補助金及び助成金・支援金の申請書作成支援を648件行いました。また、外部機関や外部専門家を紹介し、お取引先がのべ96件活用されました。[\[ベンチマーク\]](#)

再生期等

4. 経営改善が必要なお取引先への融資残高比率

過去の赤字や借入金負担などにより経営改善を図っていく必要のあるお取引先への支援を目的に、経営改善のために必要な資金を積極的に融資させていただいております。

令和4年度末時点で融資額1,000万円以上の中小企業向け融資残高のうち経営改善が必要なお取引先（債務者区分が「正常先」下位から「要注意先」）への融資残高比率は34.30%となっています。[\[ベンチマーク\]](#)

5. 事業承継に関する支援

お取引先の後継者への円滑な事業承継を目的に、お取引先153先に株価概算資料等をご提供しました。また、M&A情報を52件ご提供しました。

その他の取組

1. 「経営者保証に関するガイドライン」への取組状況

「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するため「経営者保証に関する取組方針」を策定し、融資方針に追加しました（本ディスクロージャー 10ページに掲載）。同取組方針に基づき、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドライン等の記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

なお、令和4年度に当金庫において、新規に無保証で融資をした件数は1,691件、新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合は25.69%、保証契約を解除した件数は159件、同ガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数（当金庫をメイン金融機関として実施したものに限り）は該当ありませんでした。

この結果、全与信先に占める経営者保証に関するガイドラインの活用先数の割合は20.02%となりました。[ベンチマーク]

2. 地方公共団体等と連携した地域活性化事業

地域の持続可能性を高めることを目的に、当金庫主導のもと、地方公共団体、商工会議所など主要なステークホルダーと協調し、地域活性化事業を15件行いました。その事業は以下のとおりです。[ベンチマーク]

- | | |
|-------------------------------|---------------------|
| ○DX化に向けた中小企業のサイバーセキュリティ対策セミナー | ○カーボンニュートラルセミナー |
| ○創業キホン塾 | ○創業支援セミナー |
| ○事業再構築補助金&ものづくり補助金解説セミナー | ○にしんSDGsセミナー |
| ○インボイス制度への対応に活用できるIT導入補助金セミナー | ○OSCBふるさと応援団 |
| ○POSレジ導入に活用できるIT導入補助金セミナー | ○西尾市SDGs未来都市 |
| ○地域未来牽引企業&はばたく中小企業300社交会 | ○経験値活用型サポート人材交流会 |
| ○新春経済講演会 | ○愛知県立大学との連携によるIoT相談 |
| ○ビジネスコミュニケーションセンターBCC240 | |

3. 小規模事業所への融資残高比率

事業規模の大小にかかわらず、地域内の資金ニーズにきめ細かく対応するため、売上高が小規模の事業所のお取引先へも積極的に融資をさせていただいております。

令和4年度末時点で中小企業向け融資残高のうち、売上高1億円未満の小規模事業所への融資残高比率は31.1%となっています。[ベンチマーク]

経営改善支援の取組み実績進捗状況

令和4年度の経営改善支援取組み先を173先とし、営業店と本部が連携して、経営課題の抽出から経営計画の策定、定期的な面談による進捗状況の把握及び解決策の提案といった、一連の経営改善支援に取り組みました。

(単位:先数)

	期初 債務者数 (A)	うち経営改善 支援取組み先数 (α)	(α)のうち	(α)のうち	(α)のうち	経営改善支援 取組み率 =(α)/(A)	ランクアップ率 =(β)/(α)	再生計画 策定率 =(δ)/(α)
			期末に債務者区分が ランクアップした先数 (β)	期末に債務者区分が 変化しなかった先数 (γ)	再生計画を策定した 先数 (δ)			
正常先	5,956	14		3	14	0.24%		100.00%
要注意先	967	76	7	61	76	7.86%	9.21%	100.00%
うち要管理先	82	70	2	64	70	85.37%	2.86%	100.00%
破綻懸念先	75	13	1	12	13	17.33%	7.69%	100.00%
実質破綻先	17	0	0	0	0	0.00%	0.00%	0.00%
破綻先	1	0	0	0	0	0.00%	0.00%	0.00%
小計(2~6の計)	1,142	159	10	137	159	13.92%	6.29%	100.00%
合計	7,098	173	10	140	173	2.44%	5.78%	100.00%

- (注) ●期初債務者数及び債務者区分は令和4年4月初時点での整理。
●債務者数、経営改善支援取組み先は、取引先企業(個人事業主を含む。)であり、個人ローン、住宅ローンのみの先を含まない。
●期中に新たに融資取引を開始した取引先については本表に含めない。
●経営改善支援取組み先の合計173先は期初の経営改善支援取組み先146先に期中で経営改善支援取組み先に追加した27先を加えた173先である。
●βには、当期末の債務者区分が期初よりランクアップした先数を記載。
●期初の債務者区分が「うち要管理先」であった先が期末に債務者区分が「うちその他要注意先」にランクアップした場合はβに含める。
●期初に存在した債務者で期中に新たに「経営改善支援取組み先」に選定した債務者については(仮に選定時の債務者区分が期初の債務者区分と異なっていたとしても)期初の債務者区分に従って整理。
●γには、期末の債務者区分が期初と変化しなかった先数を記載。
●「再生計画を策定した先数」=「中小企業再生支援協議会の再生計画策定先」+「RCCの支援決定先」+「金融機関独自の再生計画策定先」

自己資本の構成に関する事項

■ 単体自己資本の構成に関する開示事項

(単位:百万円, %)

項 目	令和3年度	令和4年度
コア資本に係る基礎項目(1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	110,452	114,704
うち、出資金及び資本剰余金の額	790	789
うち、利益剰余金の額	109,709	113,992
うち、外部流出予定額(△)	46	77
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	2,684	2,962
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	2,684	2,962
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価格の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	113,137	117,666
コア資本に係る調整項目(2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	266	247
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	266	247
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	613	725
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	879	972
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	112,258	116,694
リスク・アセット等(3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	620,802	649,281
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 1,425	△ 1,425
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 1,425	△ 1,425
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	23,144	24,112
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	643,946	673,394
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ)÷(ニ))	17.43%	17.32%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

■ 単体自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	令和3年度		令和4年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ.信用リスクアセット・所要自己資本の額の合計	620,802	24,832	649,281	25,971
1 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	575,288	23,011	568,793	22,751
(i) ソブリン向け	3,169	126	2,339	93
(ii) 金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	59,677	2,387	58,838	2,353
(iii) 法人等向け	219,901	8,796	240,625	9,625
(iv) 中小企業等・個人向け	103,866	4,154	95,451	3,818
(v) 抵当権付住宅ローン	35,092	1,403	35,673	1,426
(vi) 不動産取得等事業向け	55,817	2,232	60,306	2,412
(vii) 3月以上延滞等	233	9	235	9
(viii) その他	97,529	3,901	75,322	3,012
2 証券化エクスポージャー	—	—	—	—
3 リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	46,939	1,877	81,913	3,276
ルック・スルー方式	43,950	1,758	81,913	3,276
マンドート方式	2,988	119	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1250%)	—	—	—	—
4 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—
5 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 1,425	△ 57	△ 1,425	△ 57
6 CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—	—	—	—
7 中央清算機関関連エクスポージャー	0	0	0	0
ロ.オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	23,144	925	24,112	964
ハ.単体総所要自己資本額(イ+ロ)	643,946	25,757	673,394	26,935

(注)1.所要自己資本の額=リスクアセット×4%

2.「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。

3.「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体のことです。

4.「3月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーおよび「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

5.当金庫は基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しています。

■ オペレーショナル・リスク相当額(基礎的手法)の算定方法
粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)×15%
直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

6.単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

■ 極めて健全な経営体質

「自己資本比率」とは、貸出金などの資産(各資産についてそれぞれのリスクの割合に応じて一定率を乗じたもの)に対する自己資本の割合で、金融機関の健全性を表すとともに、体力の強さを示しています。

信用金庫の自己資本比率は、法令により「4%以上」であることが求められていますが、《にしん》の令和5年3月末の自己資本比率は17.32%と、基準の4%を大きく上回っており、経営体質は極めて健全です。

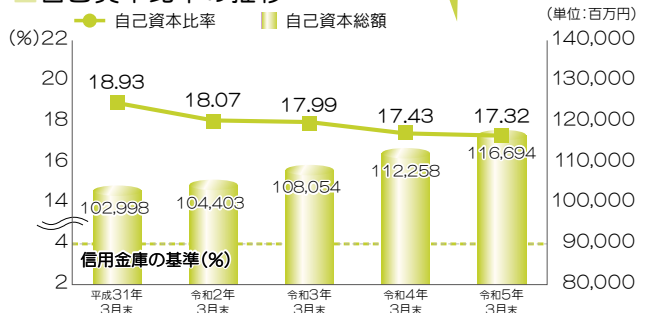
なお、資産から繰延税金資産(1,140百万円)を除いた場合でも、自己資本の額は115,553百万円、自己資本比率17.16%となり、何ら問題のない水準であることを申し添えます。

[用語解説]

繰延税金資産: 税効果会計の適用により、将来回収が見込まれる税金の額を表したものです。

自己資本比率は **17.32%**
自己資本総額は **1,166億円**

■ 自己資本比率の推移



(1) 自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、出資金、資本剰余金及び利益剰余金等により構成されております。令和5年3月末の自己資本額のうち、当金庫が積み立てているもの以外のものは、地域のお客さまからお預かりしている普通出資が該当します。

(2) 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫は、これまで、内部留保による資本の積み上げ等を行うことにより自己資本を充実させ、経営の健全性・安全性を充分保っていると評価しております。なお、将来の自己資本の充実策については、年度毎に掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積み上げを第一義的な施策として考えております。

不良債権の状況

信用金庫法開示債権 及び金融再生法開示債権

不良債権の判定は、当金庫の自己査定基準により行っています。自己査定の結果については、営業推進部門や審査部門、経理部門から独立した監査担当部による内部監査を受け、さらに監査法人による外部監査を受けており、客観性が確保されています。また、自己査定の方法や結果に対して、金融庁による検査も行われています。

信用金庫法及び金融再生法でそれぞれの定義(信用金庫法上の『開示債権』及び金融再生法上の『開示債権』)に基づき開示が義務付けられている不良債権の状況は次のとおりです。

■信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の状況

(単位:百万円,%)

区 分	令和4年3月31日	令和5年3月31日	増 減
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	775	1,145	370
危 険 債 権	7,090	10,326	3,236
要 管 理 債 権	11,647	10,851	△795
三月以上延滞債権	—	—	—
貸出条件緩和債権	11,647	10,851	△795
小 計 (A)	19,512	22,324	2,811
正 常 債 権	674,566	713,618	39,052
合 計 (B)	694,078	735,942	41,863
比 率 (A / B)	2.81	3.03	0.22

- (注) 1. 開示の対象は貸出金、貸出金に準ずる債権(債務保証見返、外国為替、未収利息、貸出金に準ずる仮払金、貸付有価証券)および当金庫保証付私募債です。
2. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
3. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
4. 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
5. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
6. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
7. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。

■信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権のうち不良債権の保全状況

(単位:百万円,%)

区 分	令和4年3月31日						令和5年3月31日					
	債権額 (a)	保全額 (b)	担保・保証等 (c)	貸倒引当金 (d)	保全率 (b)/(a)	引当率 (d)/(a-c)	債権額 (a)	保全額 (b)	担保・保証等 (c)	貸倒引当金 (d)	保全率 (b)/(a)	引当率 (d)/(a-c)
破産更生債権およびこれらに準ずる債権	775	775	525	249	100.0	100.00	1,145	1,145	816	329	100.00	100.00
危険債権	7,090	6,967	5,596	1,370	98.26	91.77	10,326	10,212	8,444	1,768	98.89	93.92
要管理債権	11,647	5,217	4,613	603	44.79	8.58	10,851	4,608	4,016	592	42.47	8.67
三月以上延滞債権	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	11,647	5,217	4,613	603	44.79	8.58	10,851	4,608	4,016	592	42.47	8.67
合 計	19,512	12,960	10,736	2,224	66.41	25.34	22,324	15,966	13,276	2,690	71.52	29.74

(注) 1. 「正常債権」に対しては、令和4年3月31日現在では2,071百万円、令和5年3月31日現在では2,361百万円の貸倒引当金を計上しています。

2. 「担保・保証等」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。

◆令和5年3月31日現在の金融再生法に基づく開示債権のうち、不良債権は223億24百万円となり、全体に占める比率は3.03%となりました。

◆また、この金融再生法に基づく不良債権223億24百万円のうち、159億66百万円が確実な担保・保証等および貸倒引当金によりカバーされており(保全率71.52%)、カバーされていないのは63億58百万円にとどまります。

◆このカバーされていない部分についても、これまでどおり事業を継続され、正常にご返済をされているお取引先に対するものが多く含まれていますが、仮にこのすべてが貸倒れとなったとしても、西尾信用金庫のこれまでに蓄積した自己資本は1,166億94百万円にのぼっていますので、経営に与える影響は大きくありません。

◆西尾信用金庫の自己資本比率は18ページにありますように、令和5年3月末現在で17.32%と、基準である4%をはるかに上回っており、不良債権に対する態勢は万全です。

経営指標の推移

主要経営指標

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
経常収益(百万円)	14,782	14,697	15,747	16,797	18,420
経常利益(百万円)	4,592	2,270	4,841	5,569	5,822
当期純利益(百万円)	3,056	1,175	3,543	3,983	4,329
出資総額(百万円)	786	788	790	787	787
出資総口数(千口)	1,572	1,576	1,580	1,575	1,574
純資産額(百万円)	112,143	109,550	119,635	115,772	107,195
総資産額(百万円)	1,376,622	1,404,976	1,552,459	1,601,746	1,626,815
預金積金残高(百万円)	1,219,737	1,252,166	1,346,717	1,402,422	1,420,009
貸出金残高(百万円)	575,376	600,068	655,944	689,652	731,560
有価証券残高(百万円)	528,174	510,960	576,858	612,795	602,149
単体自己資本比率(%)	18.93	18.07	17.99	17.43	17.32
出資に対する配当金 (出資1口あたり)(円)	30	30	30	30	50
役員数(人)	15	16	16	19	19
うち常勤役員数(人)	11	12	12	12	12
職員数(人)	738	737	750	734	711
会員数(人)	65,242	65,681	66,172	66,241	66,397

損益に関する指標

■業務粗利益および業務粗利益率

(単位:千円,%)

	令和3年度	令和4年度
資金運用収支	12,056,874	12,944,336
資金運用収益	12,785,094	13,621,310
資金調達費用	728,480	676,973
役務取引等収支	272,634	167,567
役務取引等収益	1,134,205	1,065,132
役務取引等費用	861,571	897,564
その他業務収支	1,002,541	528,127
その他業務収益	1,102,032	2,193,492
その他業務費用	99,491	1,665,365
業務粗利益	13,332,049	13,640,032
業務粗利益率	0.86	0.86

(注)1. 資金調達費用は金銭の信託運用見合費用(令和3年度260千円、令和4年度233千円)を控除して表示しています。

2. 業務粗利益率 = $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$

3. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

■業務純益

(単位:千円)

	令和3年度	令和4年度
業務純益	4,559,102	5,156,504
実質業務純益	5,047,874	5,435,213
コア業務純益	4,309,521	5,109,743
コア業務純益 (投資信託解約損益を除く)	4,224,487	4,772,690

(注)1. 業務純益=業務収益-(業務費用-金銭の信託運用見合費用)

業務費用には、例えば人件費のうちの役員賞与等のような臨時的な経費等を含めないこととしています。

また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額(または取崩額)を含みます。

2. 実質業務純益=業務純益+一般貸倒引当金繰入額

実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。

3. コア業務純益=実質業務純益-国債等債券損益

国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

■資金運用勘定および資金調達勘定の平均残高・利息・利回

	平均残高(百万円)		利息(千円)		利回(%)	
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
資金運用勘定	1,540,601	1,580,076	12,785,094	13,621,310	0.82	0.86
うち貸出金	660,448	699,258	6,365,411	6,540,480	0.96	0.93
うち預け金	292,365	255,396	308,033	376,923	0.10	0.14
うちコールローン	120	100	32	2,851	0.02	2.83
うち有価証券	579,697	617,593	5,983,847	6,574,997	1.01	1.00
資金調達勘定	1,448,585	1,484,835	728,480	677,207	0.05	0.04
うち預金積金	1,367,902	1,413,154	724,508	674,765	0.05	0.04
うち譲渡性預金	-	-	-	-	-	-
うち借入金	81,195	72,256	3,935	2,370	0.00	0.00
うちコールマネー	8	6	37	71	0.44	1.04

(注)1. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(令和3年936百万円、令和4年度2,113百万円)を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(令和3年度520百万円、令和4年度583百万円)および金銭の信託運用益(令和3年度62,945千円、令和4年度60,909千円)をそれぞれ控除して表示しています。

2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

■総資金利鞘

(単位:%)

	令和3年度	令和4年度
資金運用利回	0.82	0.86
資金調達原価率	0.62	0.59
総資金利鞘	0.20	0.27

資金運用利回=資金運用収益÷資金運用勘定平均残高×100

資金調達原価率=(資金調達費用-金銭信託等運用見合費用+経費)÷資金調達勘定平均残高×100

総資金利鞘=資金運用利回-資金調達原価率

■受取利息および支払利息の増減

(単位:千円)

	令和3年度			令和4年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受 取 利 息	715,506	△ 197,956	517,549	340,306	495,908	836,215
うち貸出金	395,000	△ 112,825	282,175	363,007	△ 187,939	175,068
うち預け金	△ 7,404	△ 11,977	△ 19,382	△ 54,560	123,451	68,890
うちコールローン	△ 12	11	△ 1	△ 572	3,391	2,819
うち買入金銭債権	8,545	582	9,129	△ 1,276	△ 432	△ 1,709
うち有価証券	523,220	△ 277,583	245,637	403,448	187,701	591,149
支 払 利 息	41,045	△ 141,356	△ 100,312	16,532	△ 67,806	△ 51,273
うち預金積金	37,157	△ 134,001	△ 96,844	21,607	△ 71,350	△ 49,742
うち譲渡性預金	-	-	-	-	-	-
うち借入金	556	△ 4,060	△ 3,504	△ 293	△ 1,271	△ 1,564
うちコールマネー	37	0	37	△ 15	49	34

(注) 1.残高および利率の増減要因が重なる部分については、残高・利率両者の増減割合に応じて按分する方法で算出しています。

2.国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

■総資産経常利益率および総資産当期純利益率

(単位:%)

	令和3年度	令和4年度
総資産経常利益率	0.35	0.36
総資産当期純利益率	0.25	0.27

(注)この指標は、資産の規模に対する利益の大きさを見る指標で、ROAともいわれており、次の算式で算出しています。

$$\text{総資産経常(当期純)利益率} = \frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$$

■経費内訳

(単位:千円)

	令和3年度	令和4年度
人件費	5,153,866	5,113,385
報酬給料手当	4,169,736	4,144,775
退職給付費用	308,381	292,448
その他	675,748	676,161
物件費	2,835,698	2,774,205
事務費	1,013,707	1,002,863
旅費・交通費	2,816	5,654
通信費	65,441	73,197
事務機械賃借料	345	604
事務委託費	687,489	683,434
固定資産費	507,163	566,351
土地建物賃借料	80,280	81,782
保全管理費	324,923	324,389
事業費	165,496	190,285
広告宣伝費	83,329	74,794
交際費・寄贈費・諸会費	75,022	100,791
人事厚生費	114,095	109,883
減価償却費	648,088	706,599
その他	387,148	198,221
税金	267,441	284,205
合 計	8,257,006	8,171,796

■役務取引等収益・費用の内訳

(単位:千円)

	令和3年度	令和4年度
役 務 取 引 等 収 益	1,134,205	1,065,132
受入為替手数料	507,108	468,572
その他の受入手数料	627,096	596,559
その他の役務取引等収益	-	-
役 務 取 引 等 費 用	861,571	897,564
支払為替手数料	203,813	185,865
その他の支払手数料	37,794	46,712
その他の役務取引等費用	619,963	664,986

■その他業務収益・費用の内訳

(単位:千円)

	令和3年度	令和4年度
そ の 他 業 務 収 益	1,102,032	2,193,492
外国為替売買益	18,769	16,733
商品有価証券売買益	-	-
国債等債券売却益	797,928	1,990,019
国債等債券償還益	38,954	-
その他の業務収益	246,380	186,740
そ の 他 業 務 費 用	99,491	1,665,365
外国為替売買損	-	-
商品有価証券売買損	-	-
国債等債券売却損	98,530	1,664,549
国債等債券償還損	-	-
国債等債券償却	-	-
その他の業務費用	961	816

預金に関する指標

流動性預金、定期性預金、その他の預金および譲渡性預金の平均残高

(単位:百万円)

	令和3年度	令和4年度
流動性預金	502,658	534,673
うち有利息預金	411,712	436,834
定期性預金	861,789	874,676
うち固定自由金利定期預金	831,483	849,024
うち変動自由金利定期預金	5	5
その他の預金	3,454	3,803
計	1,367,902	1,413,154
譲渡性預金	0	0
合計	1,367,902	1,413,154

- (注) 1. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金
 2. 定期性預金＝定期預金＋定期積金
 固定自由金利定期預金：預入時に満期日までの利率が確定する自由金利定期預金
 変動自由金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する自由金利定期預金
 3. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

固定自由金利定期預金・変動自由金利定期預金等の区分ごとの定期預金の残高

(単位:百万円)

	令和3年度	令和4年度
定期預金	844,724	837,557
固定自由金利定期預金	844,710	837,543
変動自由金利定期預金	5	5
その他	8	8

貸出金等に関する指標

貸出金の業種別残高および貸出金の総額に占める割合

(単位:先,百万円,%)

業種区分	令和3年度			令和4年度		
	貸出先数	貸出金残高	構成比	貸出先数	貸出金残高	構成比
製造業	1,198	123,789	17.94	1,180	132,239	18.07
農業、林業	38	573	0.08	38	626	0.08
漁業	27	1,938	0.28	30	2,042	0.27
鉱業、採石業、砂利採取業	2	60	0.00	3	60	0.00
建設業	1,304	42,143	6.11	1,336	45,652	6.24
電気・ガス・熱供給・水道業	34	4,361	0.63	38	6,579	0.89
情報通信業	14	97	0.01	17	85	0.01
運輸業、郵便業	136	6,429	0.93	145	7,347	1.00
卸売業、小売業	923	43,722	6.33	947	47,622	6.50
金融業、保険業	39	43,226	6.26	38	42,804	5.85
不動産業	1,488	121,789	17.65	1,498	129,889	17.75
物品賃貸業	17	2,628	0.38	14	2,797	0.38
学術研究、専門・技術サービス業	161	2,752	0.39	180	3,618	0.49
宿泊業	20	2,168	0.31	20	2,026	0.27
飲食業	432	7,155	1.03	450	7,701	1.05
生活関連サービス業、娯楽業	267	10,159	1.47	274	12,014	1.64
教育、学習支援業	49	690	0.10	47	736	0.10
医療、福祉	320	26,361	3.82	334	27,938	3.81
その他のサービス	614	15,368	2.22	613	16,385	2.23
国・地方公共団体等	15	27,006	3.91	15	27,334	3.73
個人(住宅・消費・納税資金等)	16,567	207,228	30.04	16,805	216,056	29.53
合計	23,665	689,652	100.00	24,022	731,560	100.00

- (注1) 信用金庫は地域金融機関であり、その地域を反映した業種別構成となりますが、当金庫では、大きく偏った資金運用はしていません。
 (注2) 業種別区分は、日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

■手形貸付・証書貸付・当座貸越および
割引手形の期中平均残高

(単位:百万円)

	令和3年度	令和4年度
手形貸付	28,060	30,809
証書貸付	592,066	626,145
当座貸越	37,589	39,250
割引手形	2,730	3,052
合計	660,448	699,258

(注)国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

■固定金利および変動金利の区分ごとの貸出金の残高

(単位:百万円)

	令和3年度	令和4年度
貸出金	689,652	731,560
うち変動金利	170,148	193,694
うち固定金利	519,504	537,866

■貸出金の担保の種類別残高

(単位:百万円)

	令和3年度	令和4年度
当金庫預金積金	6,144	6,264
有価証券	51	251
動産	0	0
不動産	165,925	177,345
その他	107	156
計	172,227	184,017
信用保証協会・信用保険	140,190	150,936
保証	282,653	297,612
信用	94,580	98,993
合計	689,652	731,560

■有価証券に関する指標

■商品有価証券の種類別の平均残高
該当ありません。

■預証率の期末値および期中平均値

(単位:百万円,%)

	令和3年度	令和4年度	
有価証券(期末残高)(A)	612,795	602,149	
預金(期末残高)(B)	1,402,422	1,420,009	
預証率	(A/B)	43.69	42.40
	期中平均	42.37	43.70

(注)1. 預金には定期積金および譲渡性預金を含んでいます。
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

■債務保証見返の担保の種類別残高

(単位:百万円)

	令和3年度	令和4年度
当金庫預金積金	363	393
有価証券	—	—
動産	—	—
不動産	—	—
その他	—	—
計	363	393
信用保証協会・信用保険	0	0
保証	1,138	847
信用	753	784
合計	2,255	2,026

■使途別の貸出金残高

(単位:百万円,%)

	令和3年度		令和4年度	
	残高	構成比	残高	構成比
設備資金	393,837	57.11	418,346	57.19
運転資金	295,815	42.89	313,213	42.81
合計	689,652	100.00	731,560	100.00

■預貸率の期末値および期中平均値

(単位:百万円,%)

	令和3年度	令和4年度	
貸出金(A)	689,652	731,560	
預金(B)	1,402,422	1,420,009	
預貸率	(A/B)	49.17	51.51
	期中平均	48.28	49.48

(注)1. 預金には定期積金および譲渡性預金を含んでいます。
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。



■有価証券の種類別の残高

(単位:百万円)

区 分		令和3年度		令和4年度	
		期末残高	平均残高	期末残高	平均残高
国 債	満期保有目的	—	—	3,914	1,219
	その他の目的	114,393	98,089	119,686	123,497
	合 計	114,393	98,089	123,601	124,716
地 方 債	その他の目的	135,133	141,240	126,144	134,712
	合 計	135,133	141,240	126,144	134,712
政 府 保 証 債	その他の目的	21,370	22,831	18,142	19,415
	合 計	21,370	22,831	18,142	19,415
公 社 公 団 債	その他の目的	29,932	31,623	21,570	25,705
	合 計	29,932	31,623	21,570	25,705
金 融 債	その他の目的	1,200	1,835	—	636
	合 計	1,200	1,835	—	636
事 業 債	その他の目的	116,685	118,333	111,175	121,604
	合 計	116,685	118,333	111,175	121,604
株 式	子会社・関連会社	122	122	122	122
	その他の目的	18,105	12,974	19,339	14,117
	合 計	18,227	13,096	19,461	14,240
外 国 証 券	その他の目的	66,352	57,822	78,423	70,717
	合 計	66,352	57,822	78,423	70,717
その他の証券	その他の目的	109,500	94,824	103,630	105,845
	合 計	109,500	94,824	103,630	105,845
合 計	満期保有目的	—	—	3,914	1,219
	子会社・関連会社	122	122	122	122
	その他の目的	612,673	579,574	598,112	616,251
	合 計	612,795	579,697	602,149	617,593

(注)上記各項目について売買目的については残高はございません。

■有価証券の残存期間別残高

令和4年3月期

(単位:百万円)

	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合 計
国 債	10,290	6,405	2,497	—	27,794	67,405	—	114,393
地 方 債	22,407	33,289	4,273	10,232	62,346	2,583	—	135,133
社 債	29,016	73,211	4,700	1,411	23,180	37,667	—	169,188
株 式	—	—	—	—	—	—	18,227	18,227
外 国 証 券	602	1,713	7,010	5,449	11,640	3,146	36,790	66,352
その他の証券	—	—	8,474	9,193	29,030	44	62,757	109,500
合 計	62,317	114,619	26,956	26,287	153,992	110,848	117,775	612,795

(注)短期社債は該当ありません。

令和5年3月期

(単位:百万円)

	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合 計
国 債	2,021	4,362	1,000	12,433	30,716	73,068	—	123,601
地 方 債	26,414	10,902	701	20,022	64,156	3,946	—	126,144
社 債	42,655	33,928	3,992	2,305	33,200	34,804	—	150,888
株 式	—	—	—	—	—	—	19,461	19,461
外 国 証 券	1,201	4,060	15,467	5,815	14,998	1,576	35,303	78,423
その他の証券	—	10	11,107	16,585	8,898	43	66,984	103,630
合 計	72,293	53,264	32,269	57,163	151,970	113,439	121,749	602,149

(注)短期社債は該当ありません。

財務諸表

貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	令和4年3月期	令和5年3月期
	令和4年3月31日現在	令和5年3月31日現在
(資産の部)		
現金	9,541	8,663
預け金	267,736	259,388
コールローン	15	164
買入金銭債権	3,419	2,559
金銭の信託	583	625
有価証券	612,795	602,149
国債	114,393	123,601
地方債	135,133	126,144
社債	169,188	150,888
株式	18,227	19,461
その他の証券	175,852	182,053
貸出金	689,652	731,560
割引手形	3,155	3,077
手形貸付	30,044	34,776
証書貸付	612,075	646,285
当座貸越	44,375	47,420
外国為替	21	10
外国他店預け	21	10
その他資産	6,134	6,592
未決済為替貸	291	560
信金中金出資金	4,522	4,522
前払費用	11	5
未収収益	1,068	1,176
先物取引差入証拠金	10	10
金融派生商品	0	0
その他の資産	229	317
有形固定資産	12,681	12,931
建物	4,844	4,963
土地	6,709	6,553
リース資産	16	15
建設仮勘定	1	—
その他の有形固定資産	1,109	1,398
無形固定資産	366	340
ソフトウェア	291	265
その他の無形固定資産	75	74
前払年金費用	843	997
繰延税金資産	—	3,863
債務保証見返	2,255	2,026
貸倒引当金	△ 4,301	△ 5,057
(うち個別貸倒引当金)	(△ 1,626)	(△ 2,103)
資産の部合計	1,601,746	1,626,815

(単位:百万円)

科 目	令和4年3月期	令和5年3月期
	令和4年3月31日現在	令和5年3月31日現在
(負債の部)		
預金積金	1,402,422	1,420,009
当座預金	54,618	55,881
普通預金	465,423	484,534
貯蓄預金	2,385	2,526
通知預金	2,866	6,696
定期預金	844,724	837,557
定期積金	25,350	26,565
その他の預金	7,052	6,247
借入金	76,316	93,450
借入金	76,316	93,450
外国為替	—	1
売渡外国為替	—	1
その他負債	3,276	3,339
未決済為替借	362	371
未払費用	1,238	1,493
給付補填備金	4	4
未払法人税等	1,088	888
前受収益	201	217
払戻未済金	5	6
金融派生商品	0	0
リース債務	17	16
資産除去債務	53	53
その他の負債	305	286
賞与引当金	164	162
役員賞与引当金	26	26
役員退職慰労引当金	320	355
睡眠預金払戻損失引当金	4	2
偶発損失引当金	140	245
繰延税金負債	1,046	—
債務保証	2,255	2,026
負債の部合計	1,485,973	1,519,620
(純資産の部)		
出資金	787	787
普通出資金	787	787
資本剰余金	2	2
資本準備金	2	2
利益剰余金	109,709	113,992
利益準備金	800	800
その他利益剰余金	108,909	113,192
特別積立金	104,710	108,610
当期末処分剰余金	4,199	4,582
会員勘定合計	110,499	114,782
その他有価証券評価差額金	5,272	△ 7,586
評価・換算差額等合計	5,272	△ 7,586
純資産の部合計	115,772	107,195
負債及び純資産の部合計	1,601,746	1,626,815

損益計算書

(単位:千円)

科 目	令和4年3月期	令和5年3月期
	令和3年4月1日～ 令和4年3月31日	令和4年4月1日～ 令和5年3月31日
経常収益	16,797,369	18,420,305
資金運用収益	12,785,094	13,621,310
貸出金利息	6,365,411	6,540,480
預け金利息	308,033	376,923
コールローン利息	32	2,851
有価証券利息配当金	5,983,847	6,574,997
その他の受入利息	127,769	126,057
役務取引等収益	1,134,205	1,065,132
受入為替手数料	507,108	468,572
その他の役務収益	627,096	596,559
その他業務収益	1,102,032	2,193,492
外国為替売買益	18,769	16,733
国債等債券売却益	797,928	1,990,019
国債等債券償還益	38,954	—
その他の業務収益	246,380	186,740
その他経常収益	1,776,037	1,540,370
償却債権取立益	306	65,335
株式等売却益	1,709,039	1,410,884
金銭の信託運用益	62,945	60,909
その他の経常収益	3,746	3,240
経常費用	11,228,098	12,597,341
資金調達費用	728,480	677,207
預金利息	714,872	670,563
給付補填備金繰入額	9,636	4,201
借入金利息	3,935	2,370
コールマネー利息	37	71
役務取引等費用	861,571	897,564
支払為替手数料	203,813	185,865
その他の役務費用	657,757	711,698
その他業務費用	99,491	1,665,365
国債等債券売却損	98,530	1,664,549
その他の業務費用	961	816
経費	8,257,006	8,171,796
人件費	5,153,866	5,113,385
物件費	2,835,698	2,774,205
税金	267,441	284,205
その他経常費用	1,281,548	1,185,407
貸倒引当金繰入額	595,712	756,013
株式等売却損	113,968	231,888
株式等償却	486,407	—
その他資産償却	6,000	—
その他の経常費用	79,458	197,506
経常利益	5,569,271	5,822,964
特別利益	200	2,647
固定資産処分益	200	2,647
特別損失	36,580	54,170
固定資産処分損	36,580	3,338
減損損失	—	50,831
税引前当期純利益	5,532,890	5,771,441
法人税、住民税及び事業税	1,684,131	1,577,702
法人税等調整額	△ 134,755	△ 136,252
法人税等合計	1,549,375	1,441,450
当期純利益	3,983,514	4,329,991
繰越金(当期首残高)	215,662	252,181
当期末処分剰余金	4,199,177	4,582,173

剰余金処分計算書

(単位:円)

科 目	令和4年3月期	令和5年3月期
	(令和4年6月17日 総代会承認)	(令和5年6月16日 総代会承認)
当期末処分剰余金	4,199,177,722	4,582,173,634
剰余金処分額	3,946,995,894	4,377,977,185
普通出資に対する配当金	46,995,894	77,977,185
特別積立金	3,900,000,000	4,300,000,000
繰越金(当期末残高)	252,181,828	204,196,449

会計監査人の監査

令和5年6月16日開催の第110期通常総代会で承認を得た貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2 第3項の規定に基づき、有限責任あずさ監査法人の監査を受けております。

財務諸表の適正性等

令和4年度における貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。)並びに財務諸表作成に係る内部監査等について適正性・有効性等を確認しております。

令和5年6月17日

西尾信用金庫

理事長 石川 清成

貸借対照表 令和5年3月期 注記事項

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法(売却原価法)を主として移動平均法により算定、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 有価証券運用を主目的とする単独運用の基金の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
- デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物 17年 ~ 50年
その他 2年 ~ 50年
- 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。
なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については等としております。
- 外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却等の償却・引当要領に則り、次のとおり計上しております。
日本公認会計士協会 銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒引当金の監査に関する実務指針」(令和4年4月14日)に規定する正常先償却及び要注意先償却に相当する償却については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。破綻懸念先償却に相当する償却については、償却額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認められる額を計上しております。破綻先償却及び実質破綻先償却に相当する償却については、償却額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。
すべての償却は、資産の自己査定事務取扱要領に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しております。
- 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末の期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。
過去勤務費用 その発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の定数(5年)による定額法により損益処理
数理計算上の差異 各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日翌事業年度から損益処理

当金庫は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設計型厚生年金基金)に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。なお、当該企業年金制度全体の最近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

①制度全体の積立状況に関する事項(令和4年3月31日現在)

年金資産の額	1,740,569百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	1,807,426百万円
差引額	△66,857百万円

②制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合(令和4年3月31日現在) 0.8023%

③補足説明

上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高162,618百万円及び別途引金95,760百万円であり、本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0カ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金136百万円を費用処理しております。
なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乘じて算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。

13. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

14. 隠匿損失払戻引当金は、負債計上を中止した預金者から、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。

15. 借換損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

16. 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ取引の方法は、日本公認会計士協会 業種別委員会実務指針第25号「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(令和2年10月8日)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

17. 収益の計上方法

債務取引等収益は、役務提供の対価として受取る収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の債務取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から受取る受入手数料であり、送金、代金取立等の国内為替業務に基づくものと、輸出・輸入手数料、外国為替送金手数料等の外国為替業務に基づくものとがあります。為替業務及びその他の債務取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。

18. 会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金(貸出に係るもの)	5,051百万円
----------------	----------

貸倒引当金の算出方法は、重要な区分けとして9.に記載しております。貸倒引当金の算出にあたり、見積りの要素となる債務者区分は、債務者の実態的な財務内容、資金繰り、収益力や貸出条件及びその履行状況等を総合的に勘案して検討しております。主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であり、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響、及び個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

19. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 6百万円

20. 子会社等の株式又は出資金の総額 122百万円

21. 子会社等に対する金銭債権総額 413百万円

22. 子会社等に対する金銭債務総額 773百万円

23. 有形固定資産の減価償却累計額 11,065百万円

24. 有形固定資産の圧縮記帳額 152百万円

25. 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているもの)であって、当該社債の発行が有価

証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合はその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	1,145百万円
危険債権額	10,326百万円
三月以上延滞債権額	- 百万円
貸出条件緩和債権額	10,851百万円
合計額	22,324百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態に至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者有利となる取決めを金銭債権の元本及びこれらに準ずる債権に適用している債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

26. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、3,077百万円であります。

27. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	有価証券	85,496百万円
	預け金	52,040百万円
	その他の資産	2百万円

担保資産に対応する債務

	預金	9,851百万円
	借入金	93,450百万円

上記のほか、為替決済の担保として、預け金 20,000百万円、先物取引証拠金として、現金 10百万円を差し入れております。

28. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当金庫の保証債務の額は2,010百万円であります。

29. 出資1口当たりの純資産額 68,080円93銭

30. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。

これは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。外貨建有価証券については、為替の変動リスクに晒されております。一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当金庫は、貸出規定及び信用リスク管理規定等に従い、貸出金については、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など、与信管理に関する体制を整備して運営しております。これらの与信管理は、各営業店に融資一部、融資二部、お客さま支援部、リスク統括部により行われ、また、定期的にリスク管理委員会や理事会を開催し、審査・報告を行っております。

さらに、与信管理の状況については、信用リスク部がチェックしております。有価証券の発行体の信用リスクに関しては、経理部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

(i)金利リスクの管理

当金庫は、ALM委員会運営要綱や市場リスク管理規定上、リスク管理手法や手続等の詳細を明記し、ALM委員会やリスク管理委員会等でリスク管理施策の実施状況の把握・確認と今後の対応等の協議を行い、金利リスクを管理しております。

日常的には、総合企画部において金融資産及び金融負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や一定の金利変動を想定した上での金利リスク量の計測、金利更改を勘案した期間損益シミュレーションによる収益への影響度等についてモニタリングを行い、定期的に開催されるALM委員会やリスク管理委員会に報告を行っております。

(ii)為替リスクの管理

当金庫は、外国為替事務取扱規定等に従い、持高限度額等を定め、為替リスクの管理を行っております。

(iii)価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、リスク管理委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、市場リスク管理規定に従って行っております。

このうち、経理部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

これらの情報は、経理部及び市場・流動性リスク部を通じ、常務会、理事会及びリスク管理委員会において定期的に報告されております。

(iv)デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、外国為替事務取扱規定等に基づき実施されております。

(v)市場リスクに係る定量的情報

当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」「有価証券」「買入金銭債権」「貸出金」「預金積金」「借入金」であります。

当金庫では、これらの金融資産及び金融負債について、「信用金庫法施行規則第132条第1項第5号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」(平成26年金融庁告示第8号)において通貨ごとに規定された金利・リスクを用いた経済価値の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっては定量的分析に利用しております。

当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債をそれぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間毎の金利変動幅を用いております。なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末において、上方/パラレルシフト(指標金利の上昇をい)、日本円金利の場合1.00%・米ドル金利の場合2.00%・豪ドル金利の場合3.00%上昇が生じた場合、対象となる金融商品の経済価値は、56,767百万円減少するものと把握しております。ただし、「預金積金のうち外貨預金」「預け金のうち外貨預け金」については、資産または負債の5%未満であるほか、ほぼ同程度・同期間にて調達・運用しているため、金利リスクに関して無視できると考え、日本円に換算し算出しております。当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮していません。なお、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合は、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

また、非上場株式及び組合出資金を除く「有価証券」について、市場リスク量をVaRにより月末で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるように管理しております。当金庫のVaRは分散共分散法(原則、保有期間6か月・信頼区間99%・観測期間5年)により算出しており、令和5年3月31日(当事業年度の決算日)現在で当金庫の市場リスク量(損失額の推計値)は31,695百万円です。なお、当金庫ではモデルが算出するVaRと実際の損益を比較するバックテストングを実施しております。ただし、VaRは過去の相場変動を(次頁に続く)

ベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。
③ 資金調達に係る流動性リスクの管理
当金庫は、ALMを通して、適切な資金管理を行うほか、市場環境を考慮した長短の調達・バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該時価が異なることもあります。なお、金融商品のうち貸出金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

31. 金融商品の時価等に関する事項
令和5年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります(時価等の評価技法(算定方法)については(注1)参照)。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません(注2)参照)。また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預け金	259,388	258,980	△407
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	3,914	4,034	119
その他有価証券(※1)	596,534	596,534	—
(3) 貸出金(※2)	731,560		
貸倒引当金(※3)	△5,051		
	726,508	731,063	4,555
金融資産計	1,586,346	1,590,613	4,267
(1) 預金積金	1,420,009	1,420,951	941
(2) 借入金	93,450	93,475	25
金融負債計	1,513,459	1,514,426	966
デリバティブ取引(※4)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	0	0	—
ヘッジ会計が適用されているもの	—	—	—
デリバティブ取引計	0	0	—

(※1) その他有価証券には、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

(※2) 貸出金(時価)には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(※3) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(※4) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期がいまたは、約定期間が短期間(1年以内)の預け金については、時価が帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によつております。投資信託は取引所の価格又は公表されている基準価額によつております。

私算債は、残存期間に基づく区分ごとに、新規に私算債を発行した場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。なお、保有区分ごとの有価証券に関する注記事項については32.から34.に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①~③の方法により算出し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。)の合計額から貸出金に対応する個別貸倒引当金を控除した価額

② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③ ①②以外のうち、固定金利によるものは貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金及び定期積金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、外貨預金については約定期間が短期間(1年以内)であり、時価が帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 借入金

借入金については、全て固定金利によるものであり、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、残存期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、通貨関連取引(通貨先物、通貨スワップ等)であり、割引現在価値により算出した価額によつております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

区 分	貸借対照表計上額
子会社・法人等株式(※1)	122
非上場株式(※1)(※2)	243
信金中央金庫出資金(※1)	4,522
組合出資金(※3)	1,334
合 計	6,222

(※1) 子会社・法人等株式、非上場株式及び信金中央金庫出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしてありません。

(※2) 当事業年度において、非上場株式の減損処理はありません。

(※3) 組合出資金等については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしてありません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額 (単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預け金(※1)	162,348	69,040	22,000	6,000
有価証券				
満期保有目的の債券	—	—	—	4,000
その他有価証券のうち満期があるもの	72,001	87,306	214,572	118,643
貸出金(※2)	101,735	205,653	162,183	214,274
合 計	336,084	361,999	398,755	342,917

(※1) 預け金のうち、流動性預け金は「1年以内」に含めております。

(※2) 貸出金のうち、破綻先債権及び6カ月以上延滞債権の償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めてありません。

(注4) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額 (単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金積金(※)	1,101,726	318,283	—	—
借入金	44,200	49,250	—	—
合 計	1,145,926	367,533	—	—

(※) 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

32. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりであります。これらは、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」であります。以下34.まで同様であります。

満期保有目的の債券 (単位:百万円)

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	3,914	4,034	119
	小計	3,914	4,034	119
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	小計	—	—	—
合 計		3,914	4,034	119

その他有価証券 (単位:百万円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額	
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	16,260	11,923	4,337	
	債券	141,696	140,366	1,330	
	国債	20,923	20,264	658	
	地方債	44,435	44,199	236	
	社債	76,337	75,901	436	
	その他	76,893	70,174	6,718	
	小計	234,850	222,464	12,386	
	貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	2,835	3,031	△196
		債券	255,022	267,693	△12,671
		国債	98,763	103,733	△4,969
地方債		81,708	83,700	△1,991	
社債		74,550	80,260	△5,709	
その他		103,825	113,927	△10,101	
小計		361,683	384,652	△22,969	
合 計		596,534	607,117	△10,582	

33. 当事業年度中に売却したその他有価証券 (単位:百万円)

	種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	株式	5,657	1,044	230
	債券	12,367	6	129
	国債	2,996	6	—
	地方債	9,370	—	129
その他	社債	—	—	—
	その他	23,026	2,298	1,530
合 計	41,051	3,349	1,889	

34. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(市場価格のない株式等及び組合出資金を除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、決算日における時価の取得原価に対する下落率が50%以上の場合には一律に減損処理を行い、下落率が30%以上50%未満の場合は時価の回復可能性が認められると判断される銘柄以外を減損処理しております。また、市場価格のない株式等及び組合出資金については、原則として実質価額の取得原価に対する下落率が50%以上の銘柄を減損処理することとしております。当事業年度における減損処理額はありません。

35. 運用目的の金銭的信託 (単位:百万円)

	貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭的信託	625	41

36. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は184,687百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のもの50,110百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相対する事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じた不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めた見直しに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

37. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生を主な原因の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	繰延税金負債
その他有価証券評価差額金	前払年金費用
貸倒引当金	その他
減損損失	繰延税金負債合計
減価償却費	繰延税金資産の純額
未払事業税	
その他	
繰延税金資産小計	4,752百万円
評価性引当額	△612百万円
繰延税金資産合計	4,140百万円

損益計算書 令和5年3月期 注記事項

- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 子会社との取引による収益総額 4,721千円
子会社との取引による費用総額 67,299千円
- 出資1口当たり当期純利益金額 2,755円94銭
- 当事業年度において、以下の資産について、使用方法変更の意思決定等により帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額50,831千円を減損損失として特別損失に計上しております。

地域	用途	種類	減損損失
岡崎	非営業店舗	土地他	50,831

稼働資産については、管理会計上の最小区分である営業店単位(ただし、出張所は母店と一つのグループ)の単位で、遊休資産については、各ターフの単位でグループ化しております。本部、厚生施設等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共有資産としております。当事業年度の減損損失の測定に使用した回収可能価額は、正味売却価額としており、不動産鑑定評価基準等に基づき算定しております。

5. 子会社等との取引は、以下のとおりであります。 (単位:百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有割合)	子会社等との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子法人等	にしん信用保証(株)	所有 直接10%	各種ローンの債務保証	貸出金の被保証住宅ローン	36,411	証書貸付	—
				カードローン	60	当座貸越	—
				債務保証履行に伴う代位弁済	—	—	—

にしん信用保証(株)より各種ローンの保証を受けております。

なお、住宅ローンの保証料については顧客が直接保証会社に支払っております。カードローンの保証料については、金庫が保証会社に支払っております。

6. 当事業年度における顧客との契約から生じる収益は、1,085,943千円であります。

報酬体系

■ 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事および常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」および「賞与」、在任期間中の職務執行および特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

■ (1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬および賞与につきましては、総代会において、理事全員および監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額および賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の算出基準等に関して、規定で定めております。

■ (2) 令和4年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

区分	支払総額
対象役員に対する報酬等	270

(単位:百万円)

(注) 1. 対象役員に該当する理事は10名、監事は2名です。

2. 上記の内訳は「基本報酬」195百万円、「賞与」41百万円、「退職慰労金」33百万円となっております。

なお、「賞与」は当年度中に支払った賞与のうち当年度に帰属する部分の金額(過年度に繰り入れた引当金分を除く)と当年度に繰り入れた役員賞与引当金の合計額です。

「退職慰労金」は当年度中に支払った退職慰労金(過年度に繰り入れた引当金分を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

■ (3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であつて、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第2条第1項第3号・4号及び第6号に該当する事項はありませんでした。

■ 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であつて、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務および財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和4年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 「同等額」は、令和4年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

2. 令和4年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

退職給付会計

■ 採用している退職給付制度の概要

当金庫の退職給付制度は、昭和60年7月1日から適格退職年金制度に加入し、平成18年12月1日より確定給付企業年金制度(擬似キャッシュバランス制度)へ全面移行しています。

また、複数事業主(信用金庫等)により設定された企業年金制度(総合設立型厚生年金基金)にも加入しています。

■ 退職給付債務に関する事項

(単位:千円)

区分	金額
退職給付債務(A)	3,508,134
年金資産(B)	4,659,276
前払年金費用(C)	△997,469
未認識過去勤務費用(D)	△70,137
未認識数理計算上の差異(E)	△83,535
その他(会計基準変更時差異の未処理額)(F)	—
退職給付引当金(A-B-C-D-E-F)	—

■ 退職給付費用に関する事項

(単位:千円)

区分	金額
勤務費用	509,687
利息費用	17,158
期待運用収益	△140,015
過去勤務費用処理額	△35,068
数理計算上の差異処理額	△59,313
会計基準変更時差異処理額	—
その他(臨時に支払った割増退職金等)	—
退職給付費用(計)	292,448

■ 退職給付債務の計算の基礎に関する事項

区分	摘要
割引率	0.50%
期待運用収益率	3.00%
退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
過去勤務費用の処理年数	5年(その発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により損益処理する。)
数理計算上の差異の処理年数	5年(各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理する。)

時価情報

有価証券の時価情報

■売買目的有価証券

該当ありません。

■満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種 類	令和3年度			令和4年度		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—	3,914	4,034	119
	小計	—	—	—	3,914	4,034	119
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—	—	—	—
	小計	—	—	—	—	—	—
合 計		—	—	—	3,914	4,034	119

(注)1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。

■その他有価証券

(単位：百万円)

	種 類	令和3年度			令和4年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	14,154	9,808	4,345	16,260	11,923	4,337
	債 券	217,039	214,247	2,791	141,696	140,366	1,330
	国 債	40,698	39,582	1,116	20,923	20,264	658
	地 方 債	68,016	67,398	617	44,435	44,199	236
	社 債	108,324	107,266	1,057	76,337	75,901	436
	そ の 他	102,246	93,742	8,503	76,893	70,174	6,718
	小 計	333,440	317,798	15,641	234,850	222,464	12,386
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	3,707	3,983	△275	2,835	3,031	△196
	債 券	201,675	206,560	△4,884	255,022	267,693	△12,671
	国 債	73,695	75,831	△2,136	98,763	103,733	△4,969
	地 方 債	67,116	67,900	△783	81,708	83,700	△1,991
	社 債	60,864	62,829	△1,965	74,550	80,260	△5,709
	そ の 他	64,222	67,659	△3,436	103,825	113,927	△10,101
	小 計	269,605	278,203	△8,597	361,683	384,652	△22,969
合 計		603,045	596,002	7,043	596,534	607,117	△10,582

(注)1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

2. 上記の「その他」は、外国証券および投資信託等です。

3. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

■市場価格のない株式等及び組合出資金

(単位：百万円)

	令和3年度	令和4年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
子 会 社 ・ 子 法 人 等 株 式	122	122
非 上 場 株 式	243	243
信 金 中 央 金 庫 出 資 金	4,522	4,522
投 資 信 託 (私 募 リ ー ト)	8,571	
組 合 出 資 金	812	1,334
合 計	14,272	6,222

(注)1. 子会社・子法人等株式、非上場株式及び信金中央金庫出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

2. 組合出資金等については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

■金銭の信託の時価情報

■運用目的の金銭の信託

(単位：百万円)

令和3年度		令和4年度	
貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額
583	62	625	41

(注)貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

■満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

■その他の金銭の信託

該当ありません。

デリバティブ取引の時価情報

金利関連取引

該当ありません。

通貨関連取引

(単位:百万円)

店頭	種類	令和3年度				令和4年度			
		契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時価	評価損益	契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時価	評価損益
	通貨スワップ	—	—	—	—	—	—	—	—
	為替 売建	40	—	40	△0	3	—	3	△0
	予約 買建	1	—	1	0	12	—	12	0

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を損益計算書に計上しております。なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引および外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の貸借対照表表示に反映されるものについては、上記記載から除いております。
2. 時価の算定 割引現在価格等により算定しております。

株式関連取引

該当ありません。

商品関連取引

該当ありません。

債券関連取引

該当ありません。

金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における無調整の相場価格により算定した時価

【主な分類商品】 上場株式、国債、上場投資信託、取引所価格がある外貨建債券等の、取引量が活発な商品を分類しております。

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

【主な分類商品】 地方債、政府保証債、公社公団債、金融債、事業債(私募債除く)、非上場投資信託、取引所価格のない外貨建債券等の、取引量が活発ではない商品を分類しております。

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

【主な分類商品】 買入金銭債権、金銭の信託、私募債、仕組債等の、流動性が低い商品や、信用スプレッドの重要性が高い商品等の、算定にあたって用いる前提によって、時価が変動しやすい商品を分類しております。

時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位:百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
買入金銭債権	—	—	2,559	2,559
金銭の信託	—	—	625	625
有価証券(その他有価証券)	—	—	—	—
うち				
株 式	19,096	—	—	19,096
国 債	119,686	—	—	119,686
地 方 債	—	126,144	—	126,144
社 債	—	148,790	2,097	150,888
そ の 他 証 券	60,140	106,618	4,379	171,144
金 融 資 産 計	198,929	381,553	9,661	590,145

(注) 1. 有価証券には、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託は含まれておりません。第24-3項の取扱いを適用した投資信託の貸借対照表計上額は無く、第24-9項の取扱いを適用した投資信託の貸借対照表計上額は9,574百万円であります。
2. 重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

当金庫では、時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債のうち、預け金、貸出金、預金積金、借入金については、「金融商品の時価等に関する事項」の注記において、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を使用しているため、時価のレベルごとの内訳の開示の対象としておりません。

また、上記以外の時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債についても重要性が乏しいため、時価のレベルごとの内訳の開示を省略しております。

財産に関するその他の状況

外貨建資産

(単位:千米ドル)

科目	令和3年度	令和4年度
外国通貨	70	70
コールローン	130	1,230
外貨貸付金	—	—
有価証券	135,935	137,954
外国為替	178	78
預け金	9,440	4,883
金銭の信託	4,767	4,683
合計	150,522	148,899

(注)有価証券からは、ユーロ円建債を除いています。

バーゼルⅢに基づく開示

■バーゼルⅢについて

バーゼルⅢは、バーゼル銀行監督委員会が2010年9月に公表した金融機関の健全性を維持するための新たな自己資本規制のことです。

金融機関の自己資本の質と量の見直しが柱で、近年の金融機関のリスク管理実務の進展や金融技術の高度化などを踏まえ、金融機関の直面するリスクをより精緻に評価すると同時に、金融機関のリスク管理能力の向上を促すことを目指しており、以下に示した「3つの柱」から成り立っています。

■第1の柱

最低所要自己資本比率を定めており、自己資本比率を算定するにあたり、信用リスクの計測をより精緻化するとともに、オペレーショナル・リスク(事務事故や不正行為・システム障害などにより金融機関が損失を被るリスク)の計算が導入されています。

単体における事業年度の開示事項

■信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

■リスク管理の方針および手続の概要

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当金庫が損失を受けるリスクをいいます。

当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであるとの認識した上で与信業務の基本的な理念や手続等を明示した「信用リスク管理規定」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しています。

信用リスクの評価につきましては、厳格な自己査定を実施しております。また、信用リスク計量の高度化に向けた取組みを進めております。

信用リスク管理の状況については、四半期毎あるいは必要に応じて信用リスク部会に報告し、重要な事項についてはリスク管理委員会において協議し、必要に応じて理事会に付議・報告しております。

■リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は、以下の4つの機関を採用しています。

①R&I ②JCR ③Moody's ④S&P

■貸出金償却

(単位:百万円)

	令和3年度	令和4年度
貸出金償却	—	—

■第2の柱

銀行勘定の金利リスクや与信集中リスクなど「第1の柱」で捉えられないリスクも含め、金融機関自らがリスクを適切に管理し、リスクに見合う適正な自己資本を維持するという自己管理型のリスク管理を促しています。

また、金融当局は各金融機関のリスク管理の方法について検証・評価を行うこととなっております。

■第3の柱

開示の充実を通じて市場規律の実効性を高めることとされ、自己資本比率やその算出過程、算出根拠などについて単体・連結別の情報開示が求められています。

■エクスポージャーの種類と使用する適格格付機関等の関係

信用リスク削減手法の保証を適用するにあたり、被保証部分については保証人の格付によるリスク・ウェイトを適用しています。

■内部格付制度の概要

バーゼルⅢでは信用リスク計測手法として①標準的手法、②基礎的内部格付手法、③先進的内部格付手法の3通りの計測手法から、自金庫のリスク管理のレベルに合わせて選択が可能となっております。

当金庫は標準的手法を選択しています。標準的手法とは各資産毎に金融庁が定められたリスク・ウェイトを用いてリスクアセット額を計算する方法です。

■信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

(単位:百万円)

エクスポージャー 区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								3月以上延滞 エクスポージャー			
			貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ 以外のオフ・バランス取引		債券等		デリバティブ取引					
	地域区分	業種区分	期間区分	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	
国	内		1,467,194	1,463,671	692,188	731,632	759,948	716,106	-	-	267	271
国	外		25,262	33,755	-	-	25,262	33,755	-	-	-	-
地域別合計			1,492,457	1,497,427	692,188	731,632	785,211	749,862	-	-	267	271
製造業			167,719	176,961	124,577	133,049	43,141	43,912	-	-	24	5
農業、林業			624	688	623	686	1	1	-	-	-	-
漁業			1,949	2,154	1,949	2,154	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、 砂利採取業			86	88	86	88	-	-	-	-	-	-
建設業			48,154	53,767	45,311	50,302	2,842	3,465	-	-	-	-
電気・ガス・ 熱供給・水道業			31,149	32,208	6,009	6,615	25,140	25,593	-	-	-	-
情報通信業			6,186	4,561	113	146	6,072	4,414	-	-	-	-
運輸業、郵便業			55,606	50,391	6,770	7,699	48,836	42,691	-	-	-	-
卸売業、小売業			51,336	54,104	44,292	48,267	7,043	5,837	-	-	-	-
金融業、保険業			369,260	356,376	43,388	42,961	325,871	313,415	-	-	-	-
不動産業			149,668	158,511	125,591	134,654	24,077	23,857	-	-	242	232
物品賃貸業			2,726	2,894	2,626	2,794	100	100	-	-	-	-
学術研究、専門・ 技術サービス業			3,589	4,476	3,379	4,476	210	-	-	-	-	-
宿泊業			2,258	2,117	2,158	2,017	100	100	-	-	-	-
飲食業			7,477	8,248	7,477	8,248	-	-	-	-	-	-
生活関連サービス業、 娯楽業			11,643	13,644	10,766	12,760	877	884	-	-	-	-
教育、学習支援業			917	1,097	816	926	101	170	-	-	-	-
医療、福祉			28,427	30,511	28,389	30,472	38	38	-	-	-	-
その他のサービス			18,098	19,027	16,622	17,813	1,475	1,213	-	-	-	-
国・地方公共団体等			288,538	300,627	27,056	27,380	261,482	273,246	-	-	-	-
個人			194,181	198,114	194,181	198,114	-	-	-	-	-	33
その他			52,856	26,852	-	-	37,798	10,919	-	-	-	-
業種別合計			1,492,457	1,497,427	692,188	731,632	785,211	749,862	-	-	267	271
1年以下			272,707	363,833	136,277	147,319	136,429	216,514	-	-	-	-
1年超3年以下			382,586	233,508	103,306	111,607	279,279	121,900	-	-	-	-
3年超5年以下			106,981	117,913	86,992	94,674	19,989	23,239	-	-	-	-
5年超7年以下			91,750	123,407	75,080	79,119	16,669	44,288	-	-	-	-
7年超10年以下			206,169	238,813	83,662	84,131	122,506	154,682	-	-	-	-
10年超			320,205	343,112	206,600	214,486	113,605	128,625	-	-	-	-
期間の定めのないもの			112,056	76,838	267	293	96,731	60,612	-	-	-	-
残存期間別合計			1,492,457	1,497,427	692,188	731,632	785,211	749,862	-	-	-	-

(注)1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除きます。

2. 「3月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。

3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、投資信託、信金中金出資金、未収利息等が含まれます。

4. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

■一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

(単位:百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	令和3年度	2,186	2,674	—	2,186	2,674
	令和4年度	2,674	2,953	—	2,674	2,953
個別貸倒引当金	令和3年度	1,684	1,620	164	1,513	1,626
	令和4年度	1,626	2,103	—	1,626	2,103
合計	令和3年度	3,870	4,295	164	3,700	4,301
	令和4年度	4,301	5,057	—	4,301	5,057

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

2. 当金庫では、自己資本比率の算定にあたり、投資損失引当金、偶発損失引当金を一般貸倒引当金あるいは個別貸倒引当金と同様のものとして取扱っておりますが、当該引当金の金額は上記残高等に含めておりません。

■業種別の個別貸倒引当金および貸出金償却の額等

(単位:百万円)

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	目的使用		その他		令和3年度	令和4年度		
製造業	709	792	792	1,005	—	—	709	792	792	1,005	—	—
農業、林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	95	95	95	100	—	—	95	95	95	100	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	0	—	—	—	—	—	0	—	—	—	—	—
情報通信業	0	0	0	0	—	—	0	0	0	0	—	—
運輸業、郵便業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
卸売業、小売業	252	192	192	345	—	—	252	192	192	345	—	—
金融業、保険業	0	0	0	0	—	—	0	0	0	0	—	—
不動産業	479	385	385	351	11	—	467	385	385	351	—	—
物品賃貸業	0	0	0	0	—	—	0	0	0	0	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宿泊業	7	10	10	9	—	—	7	10	10	9	—	—
飲食業	12	12	12	12	—	—	12	12	12	12	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	5	5	—	170	—	—	—	—	5	175	—	—
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	117	127	127	85	1	—	115	127	127	85	—	—
その他のサービス	—	—	—	0	—	—	—	—	—	0	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	3	3	3	17	—	—	3	3	3	17	—	—
合計	1,684	1,626	1,620	2,098	13	—	1,665	1,620	1,626	2,103	—	—

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

■リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額			
	令和3年度		令和4年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	10,269	415,958	16,933	407,956
10%	—	63,772	—	60,030
20%	32,147	298,673	75,321	298,754
35%	—	100,263	—	102,094
50%	167,540	24	126,991	—
75%	—	87,086	—	91,197
100%	2,700	309,415	1,700	311,675
150%	—	47	—	41
200%	—	—	—	—
250%	—	1,058	—	1,229
1,250%	—	—	—	—
その他	3,500	—	3,500	—
合計	216,157	1,276,300	224,447	1,272,980

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限り、

2. 昨年度までは、有価証券エクスポージャーの額を、信用リスク削減手法適用前のリスクウェイトに区分していましたが、今年度より信用リスク削減手法適用後のリスクウェイトに区分しています。

3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー(経過措置による不算入分を除く)、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法に関するリスク管理方針および実施手順の概要

信用リスク削減手法とは、金庫が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には、預金担保・有価証券担保・保証などが該当します。当金庫では、融資の対応判断にあたって、資金使途・返済原資・財務内容・事業環境・経営者の資質など、さまざまな角度から多角的に検討を行っており、担保や保証による保全措置はあくまでも補完的な位置付けとして認識しております。したがって、担保又は保証に過度に依存しない融資姿勢に徹しております。ただし、与信審査の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいた上でご契約いただくなど、適切な取扱いに努めております。

当金庫が扱う担保には、自金庫預金積金・有価証券・不動産等があり、保証には、人的保証・信用保証協会保証・政府関係機関保証・民間保証等がありますが、いずれも金庫が定める事務取扱要領等に沿った適切な取扱いおよび評価を行っております。また、手形貸付・割引手形・証書貸付・当座貸越・債務保証・外国為替・デリバティブ取引に関して、お客さまが期限の利益を失われた場合には、該当する与信取引の範囲において、預金相殺を用いる場合があります。この際、信用リスク削減方策の一つとして、各種約定書等に基づき、法的に有効である旨確認の上、事前の通知や諸手続きを省略して払戻充当いたします。なお、パーゼルⅢで定められている信用リスク削減手法には、当金庫の場合、適格担保として自金庫預金積金、保証として地方公共団体の保証、適格格付機関が格付する民間会社の保証、その他未担保預金などが含まれています。

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

信用リスク削減手法 ポートフォリオ	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
信用リスク削減手法が適用された エクスポージャー	9,818	9,634	108,098	109,512	—	—
①ソブリン向け	—	—	23,456	21,454	—	—
②金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	—	—	—	—	—	—
③法人等向け	4,242	4,261	6,148	6,891	—	—
④中小企業等・個人向け	4,509	4,167	77,340	79,601	—	—
⑤抵当権付住宅ローン	146	126	—	—	—	—
⑥不動産取得等事業向け	344	397	—	—	—	—
⑦3月以上延滞等	—	—	—	—	—	—
⑧その他	574	682	1,152	1,564	—	—

(注)当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針および手順の概要

派生商品取引には、市場の変動により損失を受ける可能性のある市場リスクや、取引相手方が支払不能になることにより損失を受ける可能性のある信用リスクが内包されております。

市場リスクへの対応は、派生商品取引により受けるリスクと、保有する資産・負債が受けるリスクが相殺されるよう管理しています。信用リスクへの対応としては、リスク管理の観点から、担保による保全を図り、金庫が定める「債権等の償却・引当要領」に則った適正な引当金を計上しております。お客さまとの取引については、総与信取引における保全枠との一体的な管理により与信判断を行うことでリスクを限定しており、適切な保全措置を講じております。そのため、当該取引に対する個別担保による保全や引当の算定は、特段行っておりません。

以上の施策により、当該取引にかかる市場リスクおよび信用リスクの適切なリスク管理に努めております。

なお、長期決済期間取引は該当ありません。

(単位:百万円)

	令和3年度	令和4年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポージャー方式	
gross再構築コストの額の合計額	—	—

(注) gross再構築コストの額の合計額には、投資信託等における派生商品取引の gross再構築コストの額は含まれておりません。

(単位:百万円)

	担保による信用リスク削減手法の 効果を勘案する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の 効果を勘案した後の与信相当額	
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
①派生商品取引合計	—	—	—	—
(i) 外国為替関連取引	—	—	—	—
(ii) 金利関連取引	—	—	—	—
(iii) 金関連取引	—	—	—	—
(iv) 株式関連取引	—	—	—	—
(v) 貴金属(金を除く)関連取引	—	—	—	—
(vi) その他コモディティ関連取引	—	—	—	—
(vii) クレジット・デリバティブ	—	—	—	—
②長期決済期間取引	—	—	—	—
合 計	—	—	—	—

(注) gross再構築コストの額は、0を下回らないものに限っています。

■証券化エクスポージャーに関する事項

■証券化取引に関するリスク管理方針および実施手続の概要

当金庫における証券化取引は、投資としての位置づけとなります。投資業務については、有価証券投資の一環として捉えているため、リスクの認識については、市場動向、裏付資産の状況および適格格付機関が付与する格付情報などによって把握し、適切なリスク管理に努めております。

また、取引にあたっては、当金庫が定める『「余裕資金運用規定」に基づく保有限度額および専決権限等一覧表』に基づき、適正な運用・管理を行っています。

■投資家の場合(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)

①保有する証券化エクスポージャーの額および主な原資産の種類別の内訳

a.証券化エクスポージャー(再証券化エクスポージャーを除く)

証券化エクスポージャーは保有しておりません。

b.再証券化エクスポージャー

再証券化エクスポージャーは保有しておりません。

②保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高および所要自己資本の額等

a.証券化エクスポージャー(再証券化エクスポージャーを除く)

証券化エクスポージャーは保有しておりません。

b.再証券化エクスポージャー

再証券化エクスポージャーは保有しておりません。

③保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無

信用リスク削減手法 の適用の有無	なし
---------------------	----

■オペレーショナル・リスクに関する事項

■リスク管理の方針および手続の概要

当金庫では、オペレーショナル・リスクを、事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスク、コンプライアンス・リスク等の各リスクを含む幅広いリスクと定義し管理態勢の整備に努めております。また、サイバーセキュリティ事案に対し、迅速かつ適切な対応を行うことを目的とする部署横断的な組織(N-CSIRT)の運用を開始し、平時からサイバー攻撃の情報を収集し、金庫の情報システムの保護に努めております。

なお、リスク量の計測に関しましては、基礎的手法を採用し、態勢を整備しております。

これらのリスクに関しましては、オペレーショナル・リスク部会におきまして、協議・検討するとともに、必要に応じてリスク管理委員会、理事会に報告する態勢としております。

■出資等エクスポージャーに関する事項

■銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続の概要

上場株式・投資信託にかかるリスクの認識については、時価評価および最大予想損失額(VaR)によるリスク計測によって把握するとともに、当金庫の抱える市場リスクの状況や、設定されたリスク限度枠の遵守状況を定期的に代表理事およびリスク管理委員会へ報告しております。

一方、非上場株式、子会社・関連会社、その他ベンチャーファンド等への出資金については、代表理事による有価証券検討会で投資の是非を協議するなど、適切なリスク管理に努めております。また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況について適宜経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に則って、適切に処理しております。

■出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額等

(単位:百万円)

区 分		その他有価証券等で時価のあるもの					その他有価証券等で時価のないもの
		取得原価 (償却原価)	貸借対照表 計上額	評価差額	うち益	うち損	貸借対照表計上額
上 場 株 式 等	令和3年度	53,460	61,964	8,504	8,966	461	—
	令和4年度	28,071	32,576	4,505	5,074	569	—
非上場株式等	令和3年度	—	—	—	—	—	5,592
	令和4年度	—	—	—	—	—	6,121
合 計	令和3年度	53,460	61,964	8,504	8,966	461	5,592
	令和4年度	28,071	32,576	4,505	5,074	569	6,121

- (注)1. 上場株式等には、投資信託等の出資等エクスポージャーを含めて表示しています。
 2. 非上場株式等には、信金中央金庫等の出資等エクスポージャーが含まれております。
 3. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
 4. 出資等エクスポージャーは、今年度より「リスクウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー」を含んでおりません。

■子会社株式および関連会社株式の貸借対照表計上額等

(単位:百万円)

区 分		貸借対照表 計上額	時 価	差 額	うち益		うち損	
					うち益	うち損	うち益	うち損
子 会 社・ 子法人等株式	令和3年度	122	—	—	—	—	—	—
	令和4年度	122	—	—	—	—	—	—
関 連 法 人 等 株 式	令和3年度	—	—	—	—	—	—	—
	令和4年度	—	—	—	—	—	—	—
合 計	令和3年度	122	—	—	—	—	—	—
	令和4年度	122	—	—	—	—	—	—

■出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

出資等エクスポージャー		売却額			株式等 償却
		売却益	売却損	売却益	
出資等エクスポージャー	令和3年度	8,353	1,975	113	492
	令和4年度	7,971	1,607	230	—

■リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

	令和3年度	令和4年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	104,711	138,817
マンドート方式を適用するエクスポージャー	1,658	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	—	—

■金利リスクに関する事項

■リスク管理の方針および手続の概要

金利リスクとは、市場金利の変動(金利ショック)によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指しますが、当金庫においては、双方ともに定期的な評価・計測を行い、適宜、対応を講じる態勢としております。

具体的には、金利変動による経済価値の変動額である ΔEVE や期間収益の変動額である ΔNII を複数の金利ショックを想定して算出し、金利更改を勘案した期間損益シミュレーションによる収益への影響度等についても定期的に計測を行い、ALM委員会、リスク管理委員会と協議検討をするなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。

■金利リスクの算定手法の概要

銀行勘定の金利リスク算定の前提は、以下の定義に基づいて算定しております。

- ・計測手法…「再評価法」を用いて算定
- ・流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期…1.25年
- ・流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期…5年
- ・流動性預金への満期の割当て方法及びその前提…金融庁が定める保守的な前提
- ・固定金利貸出の期限前償還及び定期預金の期限前解約に関する前提…金融庁が定める保守的な前提
- ・金利感応資産・負債…預金、貸出金、有価証券、預け金、その他の金利・期間を有する資産・負債
- ・金利ショック幅…金融庁が定める通貨ごとの金利ショック幅
- ・リスク計測の頻度…月次(前月末基準)

IRRBB1: 金利リスク

(単位:百万円)

	ΔEVE		ΔNII	
	前期末	当期末	前期末	当期末
上方パラレルシフト	56,970	56,767	2,499	2,181
下方パラレルシフト	0	0	0	0
ス テ ィ ー プ 化	43,889	44,816		
フ ラ ッ ト 化				
短 期 金 利 上 昇				
短 期 金 利 低 下				
最 大 値	56,970	56,767	2,499	2,181
	前期末		当期末	
自 己 資 本 の 額	112,258		116,694	

連結情報

主要な事業に関する事項

■ 事業の概況

当連結会計年度の業績は次のとおりです。

預金積金の期末残高は前連結会計年度末に比べ176億円増加し1兆4,192億円、貸出金は同417億円増加し7,311億円となりました。また、連結総資産額は前連結会計年度末に比べ250億円増加し1兆6,281億円、連結純資産額は同85億円減少し1,089億円となりました。

損益の状況につきましては、経常利益が前連結会計年度に比べ236百万円増加し5,862百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は同339百万円増加し4,334百万円となりました。

連結自己資本比率につきましては、前連結会計年度末に比べ0.12ポイント低下して17.42%となりました。

■ 主要な経営指標の推移

(単位:百万円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
連結経常収益	15,526	15,399	16,466	17,504	19,079
連結経常利益	4,654	2,305	4,911	5,626	5,862
親会社株主に帰属する 当期純利益	3,064	1,180	3,559	3,995	4,334
連結純資産額	113,900	111,329	121,349	117,518	108,960
連結総資産額	1,377,974	1,406,338	1,553,785	1,603,109	1,628,190
連結自己資本比率 (%)	19.06	18.18	18.12	17.54	17.42

金庫およびその子会社等の概況

■ 主要な事業の内容

西尾信用金庫グループは、西尾信用金庫、その子会社2社および子法人等1社によって構成され、信用金庫業務を中心に、リース業務などの金融サービス等を提供しています。

■ 事業系統図



■ 子会社等に関する事項

(単位:百万円, %)

名称	所在地	資本金	事業の内容	設立年月日	当金庫の 株式所有割合	他の子会社等の 株式所有割合
にしんビジネスサービス株式会社	西尾市寄住町洲田51番地	20	西尾信用金庫の業務の受託	昭62.11.18	100.0	—
にしんリース株式会社	西尾市丁田町五助5番地2	30	リース	昭59.11.14	52.63	—
にしん信用保証株式会社	西尾市寄住町洲田51番地	20	信用保証	昭61.4.1	10.0	9.5

直近の連結会計年度における財産の状況

■ 連結財務諸表の作成方針

(1) 連結の範囲に関する事項

1. 連結される子会社及び子法人等 3社
会社名 にしんビジネスサービス(株)
にしんリース(株)
にしん信用保証(株)
2. 非連結の子会社及び子法人等 該当ありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

1. 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等 該当ありません。
2. 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等 該当ありません。

(3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。
3月末日 3社

(4) のれんの償却に関する事項

のれんはありません。

(5) 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項

連結剰余金計算書は、連結会計年度において確定した剰余金処分に基いて作成しております。

■ 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科目	令和4年3月期 令和4年3月31日現在	令和5年3月期 令和5年3月31日現在
(資産の部)		
現金及び預け金	277,278	268,051
買入手形及びコールローン	15	164
買入金銭債権	3,419	2,559
金銭の信託	583	625
有価証券	612,678	602,032
貸出金	689,445	731,147
外国為替	21	10
その他資産	7,808	8,499
有形固定資産	12,684	12,937
建物	4,844	4,963
土地	6,709	6,553
建設仮勘定	1	—
その他の有形固定資産	1,129	1,420
無形固定資産	367	340
ソフトウェア	292	265
その他の無形固定資産	75	74
退職給付に係る資産	843	997
繰延税金資産	19	3,886
債務保証見返	2,255	2,026
貸倒引当金	△ 4,313	△ 5,088
資産の部合計	1,603,109	1,628,190

(単位：百万円)

科目	令和4年3月期 令和4年3月31日現在	令和5年3月期 令和5年3月31日現在
(負債の部)		
預金積金	1,401,623	1,419,253
借入金	76,316	93,450
外国為替	—	1
その他負債	3,641	3,660
賞与引当金	167	165
役員賞与引当金	26	26
役員退職慰労引当金	322	358
債務保証損失引当金	46	40
睡眠預金払戻損失引当金	4	2
偶発損失引当金	140	245
繰延税金負債	1,046	—
債務保証	2,255	2,026
負債の部合計	1,485,590	1,519,230
(純資産の部)		
出資金	787	787
資本剰余金	493	493
利益剰余金	109,975	114,263
処分未済持分	△ 0	△ 0
会員勘定合計	111,256	115,544
その他有価証券評価差額金	5,272	△ 7,586
評価・換算差額等合計	5,272	△ 7,586
非支配株主持分	988	1,003
純資産の部合計	117,518	108,960
負債及び純資産の部合計	1,603,109	1,628,190

連結損益計算書

(単位:千円)

科 目	令和4年3月期	令和5年3月期
	令和3年4月1日～ 令和4年3月31日	令和4年4月1日～ 令和5年3月31日
経常収益	17,504,804	19,079,048
資金運用収益	12,770,229	13,609,586
貸出金利息	6,358,691	6,536,901
預け金利息	308,033	376,923
買入手形利息及び コールローン利息	32	2,851
有価証券利息配当金	5,975,702	6,566,852
その他の受入利息	127,769	126,057
役員取引等収益	1,134,930	1,065,778
その他業務収益	1,102,032	2,193,965
その他経常収益	2,497,612	2,209,717
償却債権取立益	306	65,335
その他の経常収益	2,497,306	2,144,381
経常費用	11,878,719	13,216,567
資金調達費用	728,435	677,195
預金利息	714,826	670,551
給付補填備金繰入額	9,636	4,201
借用金利息	3,935	2,370
売渡手形利息及び コールマネー利息	37	71
役員取引等費用	860,424	896,335
その他業務費用	99,491	1,665,365
経費	8,331,187	8,250,420
その他経常費用	1,859,180	1,727,250
貸倒引当金繰入額	594,786	774,383
その他の経常費用	1,264,393	952,867
経常利益	5,626,084	5,862,481
特別利益	200	2,784
固定資産処分益	200	2,784
特別損失	36,580	54,409
固定資産処分損	36,580	3,557
減損損失	—	50,831
税金等調整前 当期純利益	5,589,704	5,810,855
法人税、住民税及び 事業税	1,705,161	1,595,931
法人税等調整額	△ 135,059	△ 139,428
法人税等合計	1,570,102	1,456,503
当期純利益	4,019,602	4,354,352
非支配株主に帰属する 当期純利益	23,964	19,401
親会社株主に帰属する 当期純利益	3,995,637	4,334,951

連結剰余金計算書

(単位:千円)

科 目	令和4年3月期	令和5年3月期
(資本剰余金の部)		
資本剰余金期首残高	493,785	493,785
資本剰余金増加高	—	—
資本剰余金減少高	—	—
資本剰余金期末残高	493,785	493,785
(利益剰余金の部)		
利益剰余金期首残高	106,026,461	109,975,045
利益剰余金増加高	3,995,637	4,334,951
親会社株主に帰属する 当期純利益	3,995,637	4,334,951
利益剰余金減少高	47,053	46,994
配当金	47,053	46,994
利益剰余金期末残高	109,975,045	114,263,002



連結貸借対照表 令和5年3月期 注記事項

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価価額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
- デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- 当金庫の有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	17年	～	50年
その他	2年	～	50年
- 連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、法人税法の規定による定率法により償却しております。
- 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、当金庫並びに連結される子法人等で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
- 当金庫の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 当金庫の貸倒引当金は、予め定めている償却率の償却引当要額に則り、次のとおり計上しております。日本公認会計士協会 銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（令和4年4月14日）に規定する正常先償却及び要注先償却に相当する償却については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。破綻懸念先償却に相当する償却については、償却額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先償却及び実質破綻先償却に相当する償却については、償却額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。すべての償却は、資産の自己査定事務取扱要領に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しております。連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般償却については法人税法の規定による法定繰入率により計上するほか、貸倒懸念償却等の償却については、個別に回収可能性を動かし、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。
- 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
- 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準により行っております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用	その発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各連結会計年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日連結会計年度から損益処理

当金庫並びに連結される子会社及び子法人等は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合型/混合型年金基金）に加入しており、当金庫並びに連結される子会社及び子法人等の拠出に对应する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の掛金等に占める当金庫並びに連結される子会社及び子法人等の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

年金資産の額	1,740,569百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	1,807,426百万円
差引額	△66,857百万円

②制度全体に占める当金庫並びに連結される子会社及び子法人等の掛金拠出割合（令和4年3月31日現在） 0.8023%

③補足説明
上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高162,618百万円及び別途積立金95,760百万円であり、本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0カ月

の元利均等定率償却であり、当金庫並びに連結される子会社及び子法人等は、当連結会計年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金136百万円を費用処理しております。

なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫並びに連結される子会社及び子法人等の実際の負担割合とは一致しません。

- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- 隠匿預金払戻請求引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に及ぼす発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。
- 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
- 債務保証損失引当金は保証債務の履行に備えるため、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。
- 当金庫の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、日本公認会計士協会 業種別委員会実務指針第25号「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（令和2年10月8日）に規定する繰延ヘッジによる方法です。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金融資産・負債等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金融資産・負債等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。
- 会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結財務諸表にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金（貸出金に係るもの）	5,051百万円
-----------------	----------

貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として8に記載しております。貸倒引当金の算出にあたり、見積りの要素となる債務者区分は、債務者の実態的な財務内容、資金繰り、収益力や貸出条件及びその履行状況等を総合的に勘案して検討しております。主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であり、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響、及び個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌連結会計年度に係る連結財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

- 当金庫の理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 6百万円
- 有形固定資産の減価償却累計額 11,090百万円
- 有形固定資産の圧縮記帳帳簿 152百万円
- 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく償却は次のとおりであります。なお、償却は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているもの）であって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）貸出金、外国為替（その他資産）中の未取利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付け

行っている場合のその有価証券（使用貸借又は質借借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	1,145百万円
危険債権額	10,326百万円
三月以上延滞債権額	－百万円
貸出条件緩和債権額	10,851百万円
合計額	22,324百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。危険債権とは、債務者が経営破綻の状態に至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

22. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は、(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、3,077百万円であります。

23. 担保に供している資産は次のとおりであります。

有価証券	85,496百万円
預け金	52,040百万円
その他の資産	2百万円
担保資産に対応する債務	
預金	9,851百万円
借入金	93,450百万円

上記のほか、為替決済の担保として預け金 20,000百万円、先物取引証拠金として現金100万円を差入れています。

24. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当金庫の保証債務の額は2,010百万円であります。

25. 出資10当たりの純資産額 68,566円10銭

26. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針
当金庫グループは、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。

(2)金融商品の内容及びそのリスク
当金庫グループが保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

外貨建有価証券については、為替の変動リスクに晒されております。

また、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制
①信用リスクの管理

当金庫グループは、貸出規定及び信用リスク管理規定等に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しております。これらの信用管理は、各営業店のほか融資一部、融資二部、お客さま支援部、リスク統括部により行われ、また、定期的にリスク管理委員会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。

さらに、与信管理の状況については、信用リスク部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、経理部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

②市場リスクの管理
(i)金利リスクの管理

当金庫グループは、ALM委員会運営要綱や市場リスク管理規定等に、リスク管理手法や手続等の詳細を明記し、ALM委員会やリスク管理委員会でリスク管理施策の実施状況の把握・確認と今後の対応等の協議を行い、金利リスクを管理しております。

日常的には、総合企画部において金融資産及び金融負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や一定の金利変動を想定した上で金利リスク管理の計測、金利更改を働いた期間損益シミュレーションによる収益への影響度等についてのモニタリングを行い、定期的に開催されるALM委員会やリスク管理委員会に報告を行っております。

(ii)為替リスクの管理
当金庫グループは、外国為替事務取扱規定等の諸規定に従い、持高限度額等を定め、為替リスクの管理を行っております。

(iii)価格変動リスクの管理
有価証券を含む市場運用商品の保有については、リスク管理委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、市場リスク管理規定に従い行われております。

このうち、経理部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

これらの情報は、経理部及び市場・流動性リスク部を通じて、常務会、理事会及びリスク管理委員会において定期的に報告されております。

(iv)デリバティブ取引
デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、外国為替事務取扱規定等に基づき実施されております。

(v)市場リスクに係る定量的情報
当金庫グループにおいて、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」、「買入金債権」、「貸出金」、「預金積金」、「借入金」、「その他資産（リース投資資産）」であります。

当金庫グループでは、これらの金融資産及び金融負債について、「信用金庫法施行規則第132条第1項第5号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等については金融庁長官が別に定める事項」（平成26年金融庁告示第8号）において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた経済価値の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあつての定量的分析に利用しております。

当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債をそれぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間毎の金利変動幅を用いております。

なお、金利以外のすべてのリスク変数がある一定であると仮定し、当事業年度末において、上方パラレルシフト（指標金利の上昇をい）、日本金利の場合1.00%・米ドル金利の場合2.00%・豪ドル金利の場合3.00%上昇）が生じた場合、対象となる金融商品の経済価値は、56,823百万円減少するものと把握しております。

ただし、「預金積金」のうち「外貨預金」、「預け金」のうち「外貨預け金」については、資産または負債の5%未満であるが、ほぼ同等額・同期間にて調達・運用しているため、金利リスクに関して重要性に乏しいと考え、日本円に換算し算出しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮していません。

また、非上場株式及び組合出資金を除く「有価証券」について、市場リスク量をVaRにより月次で計し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるように管理しております。当金庫グループのVaRは分散共分散法(原則、保有期間6か月・信頼区間99%・観測期間5年)により算出しており、令和5年3月31日(当連結会計年度の決算日)現在で当金庫グループの市場リスク量(損失額の推計値)は31,695百万円です。

なお、当金庫グループではモデルが算出するVaRと実際の損益を比較するバックテストを実行しております。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫グループは、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。なお、金融商品のうち貸出金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

27. 金融商品の時価等に関する事項

令和5年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります(時価等の評価技法(算定方法)については(注1)参照)。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません(注2)参照)。また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。(単位:百万円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1)現金及び預け金	268,051	267,643	△407
(2)有 価 証 券			
満期保有目的の債券	3,914	4,034	119
その他の有価証券	596,534	596,534	—
(3)貸 出 金 (※1)	731,147		
貸倒引当金(※2)	△5,082		
	726,064	730,628	4,564
金 融 資 産 計	1,594,565	1,598,841	4,276
(1)預 金 積 金	1,419,253	1,420,194	941
(2)借 用 金	93,450	93,475	25
金 融 負 債 計	1,512,703	1,513,669	966
デリバティブ取引(※3)			
ヘッジ計が適用されていないもの	0	0	—
ヘッジ計が適用されているもの	—	—	—
デリバティブ取引計	0	0	—

(※1) その他有価証券は、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24-3項及び第24-9項の基準価額の時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

(※2) 貸出金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(※3) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(※4) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

(注1)金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1)現金及び預け金

満期がない、または、約定期間が短期間(1年以内)の預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(2)有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によつております。投資信託は取引所の価格又は公表されている基準価額によつております。私算債は、残存期間に基づく区分ごとに、新規に私算債を発行した場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

なお、保有区分ごとの有価証券に関する注記事項については28.から30.に記載しております。

(3)貸出金

貸出金は、以下の①~③の方法により算出し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、連結貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。)の合計額から貸出金に対応する個別貸倒引当金を控除した価額

② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いた価額

金融負債

(1)預金積金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金及び定期積金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、外貨預金については約定期間が短期間(1年以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2)借入金

借入金については、全て固定金利によるものであり、一定の期間ごとに区分して当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、残存期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、通貨関連取引(通貨先物、通貨スワップ等)であり、割引現在価値により算出した価額によつております。

(注2)市場価格のない株式等及び組合出資金の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。(単位:百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非 上 場 株 式(※1)(※2)	248
信 金 中 央 金 庫 出 資 金(※1)	4,522
組 合 出 資 金(※3)	1,334
合 計	6,105

(※1) 非上場株式及び信金中央金庫出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(※2) 当連結会計年度において、非上場株式の減損処理はありません。

(※3) 組合出資金等については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(注3)金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額 (単位:百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預け金(※1)	171,011	69,040	22,000	6,000
有 価 証 券				
その他有価証券のうち満期があるもの	72,001	87,306	214,572	122,643
貸 出 金(※2)	101,735	205,653	162,183	214,274
合 計	344,747	361,999	398,755	342,917

(※1) 預け金のうち、流動性預け金は「1年以内」に含めております。

(※2) 貸出金のうち、破綻先債権及び6か月以上延滞債権の償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4)借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額 (単位:百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預 金 積 金 (※)	1,100,969	318,283	—	—
借 用 金	44,200	49,250	—	—
合 計	1,145,169	367,533	—	—

(※) 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

28. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらは、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」であります。以下30.まで同様であります。

満期保有目的の債券 (単位:百万円)

種 類	連結貸借 対照表計上額	時 価	差 額	
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	3,914	4,034	119
	小 計	3,914	4,034	119
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	—	—	—
	小 計	—	—	—
合 計	3,914	4,034	119	

その他有価証券 (単位:百万円)

種 類	連結貸借 対照表計上額	取得原価	差 額	
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	16,260	11,923	4,337
	債 券	141,696	140,366	1,330
	国 債	20,923	20,264	658
	地 方 債	44,435	44,199	236
	社 債	76,337	75,901	436
	そ の 他	76,893	70,174	6,718
小 計	234,850	222,464	12,386	
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	2,835	3,031	△196
	債 券	255,022	267,693	△12,671
	国 債	98,763	103,733	△4,969
	地 方 債	81,708	83,700	△1,991
	社 債	74,550	80,260	△5,709
	そ の 他	103,825	113,927	△10,101
小 計	361,683	384,652	△22,969	
合 計	596,534	607,117	△10,582	

29. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券 (単位:百万円)

種 類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株 式	5,657	1,044	230
債 券	12,367	6	129
国 債	2,996	6	—
地 方 債	9,370	—	129
社 債	—	—	—
そ の 他	23,026	2,298	1,530
合 計	41,051	3,349	1,889

30. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(市場価格のない株式等及び組合出資金を除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもつて連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、連結決算日における時価の取得原価に対する下落率が50%以上の場合には一律に減損処理を行い、下落率が30%以上50%未満の場合は時価の回復可能性が認められると判断される銘柄以外を減損処理しております。また、市場価格のない株式等及び組合出資金については、原則として実質価額の取得原価に対する下落率が50%以上の銘柄を減損処理することといたします。当連結会計年度における減損処理額はありません。

31. 運用目的の金銭の信託 (単位:百万円)

	連結貸借対照表計上額	当連結会計年度の損益に 含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	625	41

32. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は1,841,000百万円あります。このうち契約残存期間が1年以内のものが49,523百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

33. 当連結会計年度末の退職給付債務等は以下のとおりであります。(単位:百万円)

退 職 給 付 債 務	△3,508
年 金 資 産 (時 価)	4,659
未 積 立 退 職 給 付 債 務	1,151
未 認 識 過 去 勤 務 債 務	△70
未 認 識 数 理 計 算 上 の 差 異	△83
連結貸借対照表計上額の純額	997
退 職 給 付 に 係 る 資 産	997

連結損益計算書 令和5年3月期 注記事項

- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 出資1口当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額 2,759円15銭
- 当連結会計期間の顧客との契約から生じる収益は、1,747,332千円であります。
- 当連結会計年度において、以下の資産について、使用方法変更の意思決定等により帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額50,831千円を減損損失として特別損失に計上しております。(単位:百万円)

地 域	用途	種類	減損損失
岡 崎 市	非営業店舗	土地他	50,831

稼働資産については、管理会計上の最小区分である営業店単位(ただし、出張所は母店と一つのグループ)の、遊休資産については、各ターンの単位でグループ化しております。本部、厚生施設等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共有資産としております。当連結会計年度の減損損失の測定に使用した回収可能価額は、正味売却価額としており、不動産鑑定評価基準等に基づき算定しております。

報酬体系

■対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事および常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」および「賞与」、在任期間中の職務執行および特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

■(1)報酬体系の概要

【基本報酬および賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬および賞与につきましては、総代会において、理事全員および監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額および賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の計算基準等に関して、規定で定めております。

■(2)令和4年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位:百万円)

区分	支払総額
対象役員に対する報酬等	270

(注) 1. 対象役員に該当する理事は10名、監事は2名です。

2. 上記の内訳は「基本報酬」195百万円、「賞与」41百万円、「退職慰労金」33百万円となっております。なお、「賞与」は当年度中に支払った賞与のうち当年度に帰属する部分の金額(過年度に繰り入れた引当金分を除く)と当年度に繰り入れた役員賞与引当金の合計額です。

「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金(過年度に繰り入れた引当金分を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

■(3)その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第2条第1項第3号・4号及び第6号並びに第3条第1項第3号・4号及び第6号に該当する事項はありませんでした。

■対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員、当金庫の主要な連結子法人等の役職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務および財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和4年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 「主要な連結子法人等」とは、当金庫の連結子法人等のうち、当金庫の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。

なお、令和4年度においては、該当する会社はありませんでした。

2. 「同等額」は、令和4年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

3. 令和4年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

貸出金のうちの信用金庫法開示債権

(単位:百万円)

	令和4年3月31日	令和5年3月31日
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	775	1,145
危険債権	7,090	10,326
三月以上延滞債権	—	—
貸出条件緩和債権	11,647	10,851
小計	19,512	22,324
正常債権	674,566	713,618
合計	694,078	735,942

(注)子会社等の資産に、貸出金、貸出金に準ずる債権(債務保証見返、外国為替、未収利息、貸出金に準ずる仮払金、貸付有価証券)および当金庫保証付私券債はありませんので、当金庫単体の信用金庫法開示債権と同じ金額です。

事業の種類別セグメント情報

連結会社は信用金庫業務以外にリース等の事業を営んでいますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載していません。

連結における事業年度の開示事項

項目	開示事項
自己資本比率を算出する対象となる会社と連結財務諸表の連結の範囲に含まれる会社との相違点	自己資本比率の算出、連結の範囲もすべての子法人等を対象としております。
連結子会社、関連法人等の数並びに名称、主要な業務の内容	連結子会社及び子法人等 3社 会社名 (主な業務の内容) にしんビジネスサービス(株) (西尾信用金庫事務代行業) にしんリース(株) (リース業) にしん信用保証(株) (信用保証業) 関連法人等 該当ありません
控除項目の対象となる会社の数並びに名称、主要な業務内容	該当ありません。
連結グループ内の資金及び自己資本の移動にかかる制限等の概要	連結グループ内の資金及び自己資本の移動にかかる制限等は特にありません。
控除項目の対象となる会社のうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額	該当ありません。

■連結におけるリスク管理の方針および手続の概要

すべての子会社等の総資産額は26億円で、当金庫グループの総資産(1兆6,281億円)に占める割合の約0.16%程度であり、当金庫の経営に与える影響は極めて僅少であると考えております。

なお、これら以外の条件につきましては、単体での開示内容との相違はありません。

■連結の方法等

すべての子会社等を連結の範囲として作成した連結財務諸表に基づき、算出しております。

連結財務諸表は、当金庫の財務諸表とすべての子会社等の財務諸表を合算し、当金庫と子会社等との債権債務・相互取引(内部取引)の消去を行った後、子会社等の当期純利益および利益処分による配当金を持分割合に応じ利益剰余金と非支配株主持分に分けることにより作成しております。

また、連結財務諸表の剰余金は、連結会計期間において確定した剰余金処分に基づいて作成しております。但し、連結自己資本比率上の剰余金は、連結財務諸表の剰余金から当連結会計年度(令和4年度)の外部流出予定額を控除した後の金額となります。

■その他金融機関等^(注)であって信用金庫の子法人等であるもののうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

(注)自己資本比率告示第5条第7項第1号に規定するその他金融機関等をいいます。

該当ありません。

■ 連結自己資本の構成に関する開示事項

(単位:百万円,%)

項 目	令和3年度	令和4年度
コア資本に係る基礎項目(1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	111,209	115,466
うち、出資金及び資本剰余金の額	1,281	1,281
うち、利益剰余金の額	109,975	114,263
うち、外部流出予定額(Δ)	46	77
うち、上記以外に該当するものの額	Δ0	Δ0
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等	—	—
うち、為替換算調整勘定	—	—
うち、退職給付に係るものの額	—	—
コア資本に係る調整後少数株主持分の額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	2,693	2,971
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	2,693	2,971
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価格の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	196	99
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	114,099	118,536
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	266	247
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	266	247
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
退職給付に係る資産の額	613	725
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	880	972
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	113,219	117,564
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	622,202	650,700
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	Δ 1,425	Δ 1,425
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	Δ 1,425	Δ 1,425
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	23,129	24,092
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	645,332	674,792
連結自己資本比率		
連結自己資本比率 ((ハ)/(ニ))	17.54%	17.42%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。なお、当金庫グループは国内基準により連結自己資本比率を算出しております。

■ 連結自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	令和3年度		令和4年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ.信用リスクアセット・所要自己資本の額の合計	622,202	24,888	650,700	26,028
1 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	576,688	23,067	570,211	22,808
(i) ソブリン向け	3,169	126	2,339	93
(ii) 金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	59,677	2,387	58,838	2,353
(iii) 法人等向け	219,901	8,796	240,625	9,625
(iv) 中小企業等・個人向け	103,866	4,154	95,451	3,818
(v) 抵当権付住宅ローン	35,092	1,403	35,673	1,426
(vi) 不動産取得等事業向け	55,817	2,232	60,306	2,412
(vii) 3月以上延滞等	233	9	235	9
(viii) その他	98,929	3,957	76,740	3,069
2 証券化エクスポージャー	—	—	—	—
3 リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	46,939	1,877	81,913	3,276
ルック・スルー方式	43,950	1,758	81,913	3,276
マンドート方式	2,988	119	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1250%)	—	—	—	—
4 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—
5 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 1,425	△ 57	△ 1,425	△ 57
6 CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—	—	—	—
7 中央清算機関関連エクスポージャー	0	0	0	0
ロ.オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	23,129	925	24,092	963
ハ.連結総所要自己資本額(イ+ロ)	645,332	25,813	674,792	26,991

(注) 1. 所要自己資本の額=リスクアセット×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。

3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体のことです。

4. 「3月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

5. 当金庫グループは基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しています。

<p>■ オペレーショナル・リスク相当額(基礎的手法)の算定方法</p> $\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}}$

6. 連結総所要自己資本額=連結自己資本比率の分母の額×4%

信用リスクに関する事項

(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

(単位:百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	エクスポージャー区分		信用リスクエクスポージャー期末残高						3月以上延滞エクスポージャー	
			貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債券等		デリバティブ取引			
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
国 内	1,468,564	1,465,055	691,982	731,219	759,831	715,989	—	—	267	271
国 外	25,262	33,755	—	—	25,262	33,755	—	—	—	—
地域別合計	1,493,827	1,498,811	691,982	731,219	785,093	749,745	—	—	267	271
製造業	167,719	176,961	124,577	133,049	43,141	43,912	—	—	24	5
農業、林業	624	688	623	686	1	1	—	—	—	—
漁業	1,949	2,154	1,949	2,154	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、 砂利採取業	86	88	86	88	—	—	—	—	—	—
建設業	48,154	53,767	45,311	50,302	2,842	3,465	—	—	—	—
電気・ガス・熱供給・ 水道業	31,149	32,208	6,009	6,615	25,140	25,593	—	—	—	—
情報通信業	6,186	4,561	113	146	6,072	4,414	—	—	—	—
運輸業、郵便業	55,606	50,391	6,770	7,699	48,836	42,691	—	—	—	—
卸売業、小売業	51,339	54,108	44,292	48,267	7,047	5,841	—	—	—	—
金融業、保険業	369,259	356,375	43,388	42,961	325,871	313,414	—	—	—	—
不動産業	149,668	158,511	125,591	134,654	24,077	23,857	—	—	242	232
物品賃貸業	2,419	2,381	2,419	2,381	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・ 技術サービス業	3,589	4,476	3,379	4,476	210	—	—	—	—	—
宿泊業	2,258	2,117	2,158	2,017	100	100	—	—	—	—
飲食業	7,477	8,248	7,477	8,248	—	—	—	—	—	—
生活関連サービス業、 娯楽業	11,643	13,644	10,766	12,760	877	884	—	—	—	—
教育、学習支援業	917	1,097	816	926	101	170	—	—	—	—
医療、福祉	28,427	30,511	28,389	30,472	38	38	—	—	—	—
その他のサービス	18,078	19,007	16,622	17,813	1,455	1,193	—	—	—	—
国・地方公共団体等	288,538	300,627	27,056	27,380	261,482	273,246	—	—	—	—
個人	194,181	198,114	194,181	198,114	—	—	—	—	—	33
その他	54,550	28,766	—	—	37,798	10,919	—	—	—	—
業種別合計	1,493,827	1,498,811	691,982	731,219	785,093	749,745	—	—	267	271
1年以下	272,500	363,420	136,071	146,906	136,429	216,514	—	—		
1年超3年以下	382,586	233,508	103,306	111,607	279,279	121,900	—	—		
3年超5年以下	106,981	117,913	86,992	94,674	19,989	23,239	—	—		
5年超7年以下	91,750	123,407	75,080	79,119	16,669	44,288	—	—		
7年超10年以下	206,169	238,813	83,662	84,131	122,506	154,682	—	—		
10年超	320,205	343,112	206,600	214,486	113,605	128,625	—	—		
期間の定めのないもの	113,633	78,634	267	293	96,614	60,494	—	—		
残存期間別合計	1,493,827	1,498,811	691,982	731,219	785,093	749,745	—	—		

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除きます。

2. 「3月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。

3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、投資信託、信託出資金、未収利息等が含まれます。

4. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

■一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	令和3年度	2,195	2,683	—	2,195	2,683
	令和4年度	2,683	2,962	—	2,683	2,962
個別貸倒引当金	令和3年度	1,688	1,624	164	1,518	1,630
	令和4年度	1,630	2,125	—	1,630	2,125
合計	令和3年度	3,883	4,308	164	3,713	4,313
	令和4年度	4,313	5,088	—	4,313	5,088

- (注) 1. 当金庫グループは、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
2. 当金庫グループでは、連結自己資本比率算定にあたり、投資損失引当金・偶発損失引当金を一般貸倒引当金あるいは個別貸倒引当金と同様のものとして取扱っておりますが、当該引当金の金額は上記残高等に含めておりません。

■業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位:百万円)

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	目的使用	その他	目的使用	その他	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
製造業	714	796	796	1,016	—	—	714	796	796	1,016	—	—
農業、林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	95	95	95	100	—	—	95	95	95	100	—	—
電気・ガス・熱供給、水道業	0	—	—	—	—	—	0	—	—	—	—	—
情報通信業	0	0	0	0	—	—	0	0	0	0	—	—
運輸業、郵便業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
卸売業、小売業	252	192	192	345	—	—	252	192	192	345	—	—
金融業、保険業	0	0	0	0	—	—	0	0	0	0	—	—
不動産業	479	385	385	351	11	—	467	385	385	351	—	—
物品賃貸業	0	0	0	0	—	—	0	0	0	0	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宿泊業	7	10	10	9	—	—	7	10	10	9	—	—
飲食業	12	12	12	12	—	—	12	12	12	12	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	5	5	—	180	—	—	—	—	5	186	—	—
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	117	127	127	85	1	—	115	127	127	85	—	—
その他のサービス	—	—	—	0	—	—	—	—	—	0	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	3	3	3	17	—	—	3	3	3	17	—	—
合計	1,689	1,630	1,625	2,120	13	—	1,670	1,625	1,630	2,125	—	—

- (注) 1. 当金庫グループは、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
2. 業種別区分は、日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

■リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額			
	令和3年度		令和4年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	10,269	415,958	16,933	407,956
10%	—	63,772	—	60,030
20%	32,147	298,673	75,321	298,754
35%	—	100,263	—	102,094
50%	167,540	24	126,991	—
75%	—	87,086	—	91,197
100%	2,700	310,765	1,700	313,036
150%	—	47	—	41
200%	—	—	—	—
250%	—	1,078	—	1,252
1,250%	—	—	—	—
その他	3,500	—	3,500	—
合計	216,157	1,277,670	224,447	1,274,363

- (注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限り、
2. 昨年度までは、有価証券エクスポージャーの額を、信用リスク削減手法適用前のリスクウェイトに区分していましたが、今年度より信用リスク削減手法適用後のリスクウェイトに区分してあります。
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー(経過措置による不算入分を除く)、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
ポートフォリオ						
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	9,818	9,634	108,098	109,512	—	—
①ソブリン向け	—	—	23,456	21,454	—	—
②金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	—	—	—	—	—	—
③法人等向け	4,242	4,261	6,148	6,891	—	—
④中小企業等・個人向け	4,509	4,167	77,340	79,601	—	—
⑤抵当権付住宅ローン	146	126	—	—	—	—
⑥不動産取得等事業向け	344	397	—	—	—	—
⑦3月以上延滞等	—	—	—	—	—	—
⑧その他	574	682	1,152	1,564	—	—

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(単位:百万円)

(単位:百万円)

	令和3年度	令和4年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポージャー方式	
gross再構築コストの額の合計額	—	—

(注) グロス再構築コストの額の合計額には、投資信託等における派生商品取引のグロス再構築コストの額は含まれておりません。

	担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額	
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
①派生商品取引合計	—	—	—	—
(i) 外国為替関連取引	—	—	—	—
(ii) 金利関連取引	—	—	—	—
(iii) 金関連取引	—	—	—	—
(iv) 株式関連取引	—	—	—	—
(v) 貴金属(金を除く)関連取引	—	—	—	—
(vi) その他コモディティ関連取引	—	—	—	—
(vii) クレジット・デリバティブ	—	—	—	—
②長期決済期間取引	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

(注) グロス再構築コストの額は、0を下回らないものに限っています。

証券化エクスポージャーに関する事項

連結グループが投資家の場合(信用リスク・アセットの算出対象となるエクスポージャーに関する事項)

①保有する証券化エクスポージャーの額および主な原資産の種類別の内訳

a.証券化エクスポージャー(再証券化エクスポージャーを除く)
証券化エクスポージャーは保有しておりません。

b.再証券化エクスポージャー
再証券化エクスポージャーは保有しておりません。

②保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高および所要自己資本の額等

a.証券化エクスポージャー(再証券化エクスポージャーを除く)
証券化エクスポージャーは保有しておりません。

b.再証券化エクスポージャー
再証券化エクスポージャーは保有しておりません。

③保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無

信用リスク削減手法の適用の有無	なし
-----------------	----

■ 出資等エクスポージャーに関する事項

■ 出資等エクスポージャーの連結貸借対照表計上額等

(単位：百万円)

区 分		その他有価証券等で時価のあるもの					その他有価証券等で時価のないもの
		取得原価 (償却原価)	連結貸借対照表 計上額	評価差額	うち益	うち損	連結貸借対照表計上額
上場株式等	令和3年度	53,460	61,964	8,504	8,966	461	—
	令和4年度	28,071	32,576	4,505	5,074	569	—
非上場株式等	令和3年度	—	—	—	—	—	5,597
	令和4年度	—	—	—	—	—	6,126
合 計	令和3年度	53,460	61,964	8,504	8,966	461	5,597
	令和4年度	28,071	32,576	4,505	5,074	569	6,126

- (注) 1. 上場株式等には、投資信託等の出資等エクスポージャーを含めて表示しています。
 2. 非上場株式等には、信金中央金庫等の出資等エクスポージャーが含まれております。
 3. 連結貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
 4. 出資等エクスポージャーは、今年度より「リスクウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー」を含んでおりません。

■ 子会社株式及び関連会社株式の連結貸借対照表計上額等

(単位：百万円)

区 分		連結貸借対照表 計上額	時価	差 額	うち益	
					うち益	うち損
子会社・ 子法人等株式	令和3年度	—	—	—	—	—
	令和4年度	—	—	—	—	—
関連法人等 株式	令和3年度	—	—	—	—	—
	令和4年度	—	—	—	—	—
合 計	令和3年度	—	—	—	—	—
	令和4年度	—	—	—	—	—

■ 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

出資等エク スポージャー		売却額			株式等 償却
		売却額	売却益	売却損	
出資等エク スポージャー	令和3年度	8,353	1,975	113	492
	令和4年度	7,971	1,607	230	—

■ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	令和3年度	令和4年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	104,711	138,817
マンドート方式を適用するエクスポージャー	1,658	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	—	—

■ 金利リスクに関する事項

IRRBB1：金利リスク

(単位：百万円)

	ΔEVE		ΔNII	
	前期末	当期末	前期末	当期末
上方パラレルシフト	57,018	56,823	2,499	2,181
下方パラレルシフト	0	0	0	0
ス テ ィ ー プ 化	43,899	44,832		
フ ラ ッ ト 化				
短 期 金 利 上 昇				
短 期 金 利 低 下				
最 大 値	57,018	56,823	2,499	2,181
	前期末		当期末	
自 己 資 本 の 額	113,219		117,564	

偽造・盗難・特殊詐欺による キャッシュカードの被害防止への対応



当金庫では、お客さまの大切な資産をお守りするために、次のようなさまざまな取り組みをしています。

(令和5年6月現在)

項	目	対応状況
キャッシュカードの利用限度	ATMでの1日あたり引出限度額	キャッシュカードによるATMでの1日の引出限度額は、一律50万円までとしています。(届出により変更できます。) 70歳以上の個人のお客さまで、2年間、ATMでの1日あたりのお引出しが10万円以下(引出しなしを含む)の口座について、ATMでの出金限度額を10万円としています。(届出により変更できます。) 70歳以上の個人のお客さまで、2年間、ATMでの1日あたりのお引出しが10万円超で20万円未満の口座について、ATMでの出金限度額を20万円としています。(届出により変更できます。)
	ATMでの1日あたり振込限度額	65歳以上の個人のお客さまで、3年間、ATMでカード振込をされていない口座について、ATM振込を停止しています。(届出により変更できます。)
	ATMによる暗証番号変更サービス	ATMにて暗証番号を変更できます。ただし生年月日・電話番号等の他人に推測され易い危険な暗証番号への変更はできません。
暗証番号	ATM後方確認ミラー	全ATMに設置しています。
	ATM操作画面の覗き見防止フィルム	全ATMに設置しています。
	ATM暗証番号入力キーのシャッフル機能	ATMに数字配列を変更できるシャッフル機能を搭載し、覗き見により手元の動きで入力暗証番号が分からないようにしています。
ICカードの発行		偽造・変造が困難なICチップが内蔵されたICカードを普通預金・総合口座でご利用できます。
指静脈生体認証		平成24年12月3日より個人のICキャッシュカードに「指静脈生体認証情報」の登録受付を開始しております。指静脈生体認証情報を登録すれば指静脈生体認証機能対応ATMでは登録者ご本人以外によるお取引ができなくなります。指静脈生体認証による1日の引出限度額は200万円です。(届出により変更できます。)

預金等の不正な払戻し被害が発生した場合の補償について

キャッシュカードの偽造・盗難、通帳(証書)の盗難およびインターネットバンキングを利用した不正な取引等によってお客さまの大切なご預金等が不正に引き出されることがないように対応しておりますが、万一、個人のお客さまがこのような被害に遭われた場合には、原則として当金庫が補償させていただきます。

ただし、被害に遭われたお客さまに「重大な過失」または「過失」があるなどの場合には、被害額の全部または一部について補償いたしかねるケースがありますので、十分にご注意ください。くわしくは店頭にてお問合せください。

偽造・盗難・紛失時のご連絡先

万一、キャッシュカード・通帳(証書)の偽造・盗難・紛失等にお気づきの場合には、すぐに下記の連絡先へご連絡願います。

平日の時間内(8:30~17:30)

当金庫の本支店へ

平日の時間外、当金庫の窓口休業日

監視センター(TEL.052-203-8299)へ

※夜間・休日は、監視センターの業務を名古屋の信金監視センターに委託しています。

こんなときの

Q&A

Q キャッシュカード・通帳を紛失してしまいました。

A すぐに当金庫へご連絡ください。お取引店でなくても大丈夫です。
夜間・休日は、052-203-8299へご連絡ください。24時間・年中電話受付をしています。
キャッシュカードや通帳が悪用されないよう手続きいたします。ご連絡をいただいた後、お早めに運転免許証など、ご本人であることを確認できるものとお届印をお持ちのうえ、お取引店へお越しください。また、スマートフォンより西尾信用金庫アプリを利用して手続きいただくこともできます。(利用にはキャッシュカードの暗証番号が必要となります。)

Q キャッシュカードの暗証番号を忘れてしまったのですが。

A 通帳・お届印・キャッシュカード・ご本人であることが確認できる書類(運転免許証など)をお持ちのうえ、お取引店へお越しください。キャッシュカードの再発行のお手続きを行います。

Q キャッシュカードの暗証番号を変更したいのですが。

A 暗証番号の変更はATMですることができ、ATMご利用時間内であればご利用いただけます。

Q キャッシュカードの一日あたりの払戻限度額、払戻回数を変更したいのですが。

A 払戻限度額、払戻回数はATMで引下げすることができ、ATMご利用時間内であればご利用いただけます。
窓口でお手続きをする場合は、払戻限度額、払戻回数の引下げおよび引上げをすることができます。
通帳・お届印・ご本人であることが確認できる書類をお持ちのうえ、お取引店へお越しください。
なお、運転免許証など顔写真付本人確認資料をお持ちいただいた場合はお届印は不要です。

Q インターネットバンキングを始めたいのですが。

A 通帳・お届印をお持ちのうえ、お取引店へお越しください。
「個人インターネットバンキング」「法人インターネットバンキング」をご用意いたしております。
「個人インターネットバンキング」であればスマートフォンより西尾信用金庫アプリを利用してお申し込みいただくこともできます。(利用にはキャッシュカードの暗証番号が必要となります。)

Q 引越しをして住所が変わりましたが。

A 新住所がわかる書類(運転免許証など)・通帳・お届印をお持ちのうえ、お取引店へお越しください。また、スマートフォンより西尾信用金庫アプリを利用して手続きいただくこともできます。(利用には運転免許証またはマイナンバーカード・キャッシュカードの暗証番号が必要となります。)

Q 結婚して名前が変わりましたが。

A お名前が変わったことがわかる書類(運転免許証など)・通帳・証書・キャッシュカード・新旧お届印をお持ちのうえ、お取引店へお越しください。

Q 届印を変えたいのですが。

A 新旧お届印・通帳・証書をお持ちのうえ、お取引店へお越しください。

Q 重要書類の保管に困っていますが。

A お客さまの大切な財産や貴重品を地震・火災や盗難からお守りするため、貸金庫をご用意しています。プライバシーは厳重に守られています。ご利用方法・手数料など、詳しくは窓口又は得意先係におたずねください。

Q もうすぐ年金がもらえると思うのですが。

A 当金庫では、相談プラザをはじめ各営業店において専門の社会保険労務士による年金無料相談会を定期的開催しています。年金のことなら、どんなことでもお気軽にご相談ください。ご相談にあたっては、年金手帳などの資料をお持ちください。

Q 海外旅行に行きます。米ドルへの両替の取り扱いは行っていますか。

A 当金庫では、外貨両替取扱店（本店営業部・一色支店・刈谷支店・中央支店）で米ドル現金をご用意いたしております。その他店舗につきましては外貨両替取次店として米ドル現金を本部から営業店へ発送し、お受取りいただけます（お受取りは翌営業日となります）。

Q 米ドル以外の外貨両替はできますか。

A ユーロへの両替を取り扱っております（お受取りは3または4営業日後となります）。それ以外の通貨は「外貨宅配サービス」の取次を行っております。

Q 公共料金等の口座振替を始めたいのですが。

A 通帳・お届け印・口座振替をされる料金等の口座振替依頼書をお持ちのうえ、お取引店へお越しください。また、一部引落し企業では、各社のホームページで手続きすることもできます。（利用にはキャッシュカードの暗証番号が必要となります。）

Q 家族が亡くなり相続の手続きをしたいのですが。

A お亡くなりになった方のお取引の内容によって相続の手続きが異なります。すぐにお取引店へご連絡ください。

Q 住宅ローンの種類はどのようなものがありますか。

A 期間は最長40年で、金利については固定、変動、一定期間固定のものがあります。保証会社の保証を利用した場合、別途保証料が必要となります。

Q 借入する場合、金利の優遇条件等がありますか。

A 各種ローンについては、お客さまのお取引内容によって金利優遇する制度があります。例えば、給与振込、公共料金の口座振替を当金庫で指定していただいた場合、しんぎんカード（クレジットカード）契約や各種アプリ登録をしていただいた場合等があります。

Q 相談したいことがあるのですが、どこへ連絡したらいいですか。

A ご相談・ご意見等は「お客さま相談室」へお気軽にご連絡ください。連絡先はフリーダイヤル0120-108760（受付時間／平日8:30～17:30まで）また、ホームページに「よくあるご質問（Q&A）」を掲載しております。



西尾信用金庫

〒445-8601 愛知県西尾市寄住町洲田51番地
TEL.0563-56-7111(本部)
<https://www.shinkin.co.jp/nishio/>

西尾信用金庫
アプリ

ダウンロードは
こちらから



iOSの方



Androidの方